昭26.12.14.

官報

主要目次

政令
○終戰処理事業費等の支弁に係る事務に従事する職員の各行政機関別の定数を定める政令の一部改正　二五三頁
○検疫法施行令　二五三
○米国対日援助物資等処理特別会計法施行令の一部改正　二五六
○日本専売公社に対する法令の準用等に関する政令の一部改正　二五七
省令
○毎月勤労統計調査規則の一部改正　二五七
告示
○検定に合格した無線機器　二六八
○国際捕鯨取締條約の効力が発生した旨の書簡　二七一
○法人の各事業年度の所得の計算上損金に算入する寄附金の指定に関する告示の一部改正　二七一
○関税定率法施行令に基き、私立の各種学校、博物館等を指定する告示の一部改正　二七一
○保安林指定（宮城県）　二七三
○昭和二十七年産の麦に適用する反当共済金額の基準額　二七四
○運輸審議会の決定（自動車運送事業経営免許について）　二七四
○同右（旭川電気軌道株式会社ほか十八社の旅客運賃改訂について）　二七六
○札幌郵便局郵政局内分室移転　二七八
○十円往復葉書発行　二七八
○北灘郵便局に電話交換業務開始　二七九
○沖田郵便局等に電話通話事務開始　二七九
○保安林指定（宮城県）　二七九
○保安林解除（同）　二七九
○解除しない保安林（同）　二七九

政令

終戰処理事業費等の支弁に係る事務に従事する職員の各行政機関別の定数を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

昭和二十六年十二月十四日　内閣総理大臣　吉田　茂

政令第三百七十六号

終戰処理事業費等の支弁に係る事務に従事する職員の各行政機関別の定数を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、行政機関職員定員法（昭和二十四年法律第百二十六号）第二條第四項の規定に基き、この政令を制定する。

終戰処理事業費等の支弁に係る事務に従事する職員の各行政機関別の定数を定める政令（昭和二十四年政令第百四十六号）の一部を次のように改正する。

「

大蔵省	本省	特殊財産処理附帯事務費	四
		賠償施設処理附帯事務費	二九
		賠償施設処理事業費	一、四〇〇
	計		一、四三三
文部省		賠償施設処理附帯事務費	一
		賠償施設処理事業費	二
計			三
運輸省	本省	終戰処理事業費	三七四
		特殊財産処理附帯事務費	七
		賠償施設処理附帯事務費	二
	航空庁	終戰処理事業費	八一七
	計		一、二〇〇
合計			二、八七九

を改める。

附則

この政令は、昭和二十七年一月一日から施行する。

内閣総理大臣　吉田　茂
大蔵大臣　池田　勇人
運輸大臣　山崎　猛

検疫法施行令をここに公布する。

御名御璽

昭和二十六年十二月十四日　内閣総理大臣　吉田　茂

政令第三百七十七号

検疫法施行令

内閣は、検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）第三條、第二十三條、第二十六條、第二十七條第一項、第三十二條第一項及び第二項並びに第三十三條の規定に基き、この政令を制定する。

（検疫港等）

第一條　検疫法（以下「法」という。）第三條に規定する検疫港及び検疫飛行場は、別表第一の通りとする。

（海上保安庁の船舶等に関する特例）

第二條　海上保安庁の船舶その他海上における犯罪の予防、鎮圧及び捜査又は海上における被疑者の逮捕に関する業務に従事する船舶の長（長に代つてその職務を行う者を含む。以下同じ。）は、当該船舶がその業務に関して法第四條第一項第二号に該当するに至つた場合において、その業務の遂行上やむを得ない理由により検疫港に至ることが困難であるときは、同條同項の規定にかかわらず、検疫済証又は仮検疫済証の交付を受けないで、当該船舶を国内の港に入れることができる。

2　前項に規定する船舶の長は、同項の規定により当該船舶を国内の港に入れたときは、入港後すみやかに、適宜の方法で、もよりの保健所長にその旨を通知しなければならない。

「

大蔵省	本省	賠償施設処理附帯事務費	一八
		賠償施設処理事業費	一、三三〇
	計		一、三五八
運輸省	本省	終戰処理事業費	三五六
		特殊財産処理附帯事務費	七
	航空庁	終戰処理事業費	七七六
	計		一、一三九
合計			二、七四〇

に

毎日文庫
明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

昭26.12.14. 第7481号

3 前項の通報を受けた保健所長は、当該船舶について、検査、消毒その他検疫伝染病の予防上必要な措置をとらなければならない。

4 第一項の規定により国内の港に入つた船舶については、法第五條但書に規定する許可は、保健所長もすることができる。

5 第一項の規定により国内の港に入つた船舶であつて、当該船舶を介して検疫伝染病の病原体が国内に侵入するおそれがほとんどない旨の保健所長の確認を受けたものについては、法第四條及び法第五條の規定を適用しない。

6 第三項の規定により保健所長が必要な措置をとつた場合における実費の徴収については、法第三十二條第一項から第三項までの規定を準用する。

（手数料）

第三條 法第二十六條に規定する手数料の額は、別表第二の通りとする。

（応急の衛生措置を行う区域）

第四條 法第二十七條第一項に規定する区域は、別表第三の通りとする。

（実費）

第五條 法第三十二條第一項及び第二項（同條第四項及びこの政令第二條第六項において準用する場合を含む。）の規定により徴収する実費は、左に掲げるものとする。

一 薬品費
二 消耗品費
三 食糧費
四 委託収容費
五 火葬費
六 前各号に掲げるものの外、法第十四條第一項第一号から第四号まで又は第六号に規定する措置をとるために直接必要な費用

（国庫の負担）

第六條 法第三十三條の規定による国庫の負担は、各年度において保健所長が法第二十一條第三項（同條第五項において準用する場合を含む。）又はこの政令第二條第三項の規定によりとつた措置に要した費用の額から、法第三十二條第四項又はこの政令第二條第六項において準用する法第三十二條第一項又は第二項の規定により徴収した実費の額を控除した額につき、厚生大臣が定める基準に従つて行う。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、昭和二十七年一月一日から施行する。

（検疫官吏服制の廃止）

2 検疫官吏服制（昭和二十三年政令第二百八十七号）は、廃止する。

別表第一

都道府県	港又は飛行場の名称
北海道	小樽港 函館港 室蘭港
岩手	釜石港
東京 神奈川	京浜港
神奈川	横須賀港
静岡	清水港
愛知	名古屋港
三重	四日市港
京都	舞鶴港
和歌山	和歌山下津港
大阪	大阪港
兵庫	神戸港
広島	呉港 広島港
山口	徳山下松港
山口 福岡	関門港
福岡	博多港 三池港
長崎	佐世保港 長崎港
鹿児島	鹿児島港
東京	羽田飛行場
山口	岩国飛行場

別表第二

区分		手数料の額
船舶に対する衛生検査	総トン数五〇〇トンまで	一船につき 一〇〇円
	総トン数一、〇〇〇トンまで	一船につき 二〇〇円
	総トン数五、〇〇〇トンまで	一船につき 三〇〇円
	総トン数一〇、〇〇〇トンまで	一船につき 四〇〇円
	総トン数一〇、〇〇〇トンを超過するとき	一船につき 五〇〇円
航空機に対する衛生検査		一機につき 一〇〇円
人に対する検疫伝染病の病原体の有無に関する検査	コレラ	一件につき 八〇円
	ペスト	一件につき 一一〇円
	発しんチフス	一件につき 六〇円
	痘そう	一件につき 四〇円
船舶に対する全般的消毒	総トン数一〇〇トンまで	一船につき 一、六〇〇円
	総トン数五〇〇トンまで	一船につき 四、〇〇〇円
	総トン数一、〇〇〇トンまで	一船につき 一二、〇〇〇円
	総トン数一、〇〇〇トンを超過するとき	一船につき 一二、〇〇〇円に超過トン数一、〇〇〇トンまでごとに一二、〇〇〇円を加えた額
船舶に対する部分的消毒	消毒する部分が船舶の全量の四分の一まで	全般的消毒の手数料の額の四分の一に相当する額
	消毒する部分が船舶の全量の四分の二まで	全般的消毒の手数料の額の四分の二に相当する額
	消毒する部分が船舶の全量の四分の三まで	全般的消毒の手数料の額の四分の三に相当する額
航空機に対する消毒	総トン数一〇〇トンまで	一機につき 一、六〇〇円
	総トン数五〇〇トンまで	一船につき 三、〇〇〇円
	総トン数一、〇〇〇トンまで	一船につき 六、五〇〇円
	総トン数一、〇〇〇トンを超過するとき	一船につき 一二、〇〇〇円

区分		手数料の額
船舶に対するねずみ族の駆除	総トン数二、〇〇〇トンまで	一船につき 一九、五〇〇円
	総トン数三、〇〇〇トンまで	一船につき 三〇、〇〇〇円
	総トン数四、〇〇〇トンまで	一船につき 三七、〇〇〇円
	総トン数四、〇〇〇トンを超過するとき	一船につき 三七、〇〇〇円に超過トン数一、〇〇〇トンまでごとに四、〇〇〇円を加えた額
航空機に対するねずみ族の駆除	総トン数一〇〇トンまで	一船につき 六〇〇円
	総トン数五〇〇トンまで	一船につき 三、二〇〇円
	総トン数一、〇〇〇トンまで	一船につき 三、八〇〇円
	総トン数二、〇〇〇トンまで	一船につき 四、八〇〇円
	総トン数三、〇〇〇トンまで	一船につき 五、六〇〇円
	総トン数三、〇〇〇トンを超過するとき	一船につき 五、六〇〇円に超過トン数一、〇〇〇トンまでごとに二、〇〇〇円を加えた額
航空機に対する虫類の駆除		一機につき 六〇〇円
視診、問診、触診、打診又は聴診による診察		一人につき 五〇円
予防接種	コレラ	一回につき 一〇円
	ペスト	一回につき 一〇円
	発しんチフス	一回につき 三〇円
	痘そう	一回につき 一〇円
証明書の交付	船舶又は航空機に対する衛生検査に関する証明書	一枚につき 一〇〇円
	人に対する検疫伝染病の病原体の有無に関する検査証明書	一枚につき 三〇円
	船舶又は航空機に対する消毒に関する証明書	一枚につき 一〇〇円
	船舶又は航空機に対するねずみ族の駆除に関する証明書	一枚につき 一〇〇円
	船舶又は航空機に対する虫類の駆除に関する証明書	一枚につき 一〇〇円
	視診、問診、触診、打診又は聴診による診察に関する証明書	一枚につき 三〇円
	予防接種に関する証明書	一枚につき 五〇円
	船舶又は航空機の総合的衛生状態に関する証明書	一枚につき 五〇〇円

備考

検疫港又は検疫飛行場以外の港又は飛行場における検査、消毒等を申請する場合の手数料の額は、この表に定める額に、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）の定めるところにより検疫所の職員に支給する旅費に相当する額を加えた額とする。

別表第三

港又は飛行場の名称	水域	陸域
小樽	北防波堤、同防波堤燈台から南防波堤燈台まで引いた線、南防波堤及び陸岸により囲まれた海面（運河水面を含む。）	中欄の水域を地先水面とする地域のうち、海岸線からおおむね六〇メートル以内の厚生大臣が指定する地域
室蘭	南防波堤、同防波堤燈台から北防波堤燈台まで引いた線、北防波堤及び陸岸により囲まれた海面	中欄の水域を地先水面とする地域のうち、海岸線からおおむね六〇メートル以内の厚生大臣が指定する地域
函館	弁天埼から西防波堤、同防波堤南端まで引いた線、同防波堤北端から北防波堤、波堤南端まで引いた線、同防波堤、波堤北端から第三防砂堤及び陸岸により囲まれた海面	中欄の水域を地先水面とする地域のうち、海岸線からおおむね八〇メートル以内の厚生大臣が指定する地域
釜石	小細埼から鎌ケ埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに大渡川最下流道路橋下流の河川水面	中欄の水域を地先水面とする地域のうち、海岸線からおおむね四〇メートル以内の厚生大臣が指定する地域
京浜	一 東京都品川区勝島町北端から一〇八度に引いた線、荒川放水路右岸突端から一九三度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 二 本牧鼻から四七度に引いた線と川崎市大川町との間の境界線から一五一度の南西岸突端から一五一度に三〇分に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びにこれに流入する各河川最下流の河川水面	一 中欄第一号の水域を地先水面とする地域のうち、海岸線からおおむね五〇メートル以内の厚生大臣が指定する地域 二 中欄第二号の水域を地先水面とする地域のうち、海岸線からおおむね一、三〇メートル以内の厚生大臣が指定する地域
横須賀	港則法施行規則（昭和二十三年運輸省令第二十九号）別表第一に定める第一区及び第二区から第四区までの海面	港則法施行規則別表第一に定める第一区及び第二区のうち、海岸線からおおむね五〇メートル以内の厚生大臣が指定する地域
清水	真崎から三二〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに巴川港橋下流の河川水面	中欄の水域を地先水面とする地域のうち、海岸線からおおむね三〇メートル以内の厚生大臣が指定する地域
名古屋	西防波堤、同防波堤突端から東防波堤突端まで引いた線、同防波堤及び陸岸により囲まれた海面、大江川の神徳橋及び開橋、山崎川東築地橋、新堀川内田橋、堀川大瀬子橋、荒子川樋門各下流の河川水面並びに中川口こう門以南の中川運河水面	中欄の水域を地先水面とする地域のうち、海岸線からおおむね四〇メートル以内の厚生大臣が指定する地域

四日市	鳥洲ノ鼻先防波堤、同防波堤突端から引いた線、海岸線から稲葉町防波堤及び陸岸により囲まれた海面並びに鹿化川最下流の河川水面	中欄の水域を地先水面とする地域のうち、海岸線からおおむね二〇〇メートル以内の厚生大臣が指定する地域
和歌山下津	ガヤノ鼻から銀音埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに加茂川砥橋及び女良川旭橋各下流の河川水面	港則法施行規則別表第一に定める下津区第二区の海面とする地域のうち、海岸線からおおむね二〇〇メートル以内の厚生大臣が指定する地域
舞鶴	三本松鼻から横波鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並び高野川、伊佐津川、寺川、呂川、野田川及び忠楽川各最下流道路、橋下流の河川水面	港則法施行規則別表第一に定める第一区の海面を地先水面とする地域のうち、海岸線からおおむね二〇〇メートル以内の厚生大臣が指定する地域
大阪	港則法施行規則別表第一に定める第一区から第四区までの水面のうち、安治川第一号けい、船岸東端から三二〇度に引いた線以東、同けい、船岸西端から天保山記念碑まで引いた線以南、第三可動橋以北、第二可動橋以北、尻無川第八号けい、船岸北端から一一九度に引いた線以北及び木津川運河西口両突端を結んだ線以東の各部分、木津川運河西口南側突端から二六〇度に引いた線以南の部分、梅町ドック並びに桜島堀を除いた海面及び河川水面	中欄の水域を地先水面とする地域のうち、海岸線からおおむね四〇〇メートル以内の厚生大臣が指定する地域
神戸	港則法施行規則別表第一に定める第一区及び第二区の海面	中欄の水域を地先水面とする地域のうち、海岸線からおおむね四〇〇メートル以内の厚生大臣が指定する地域
呉	豆倉鼻から広島湾第十二号燈浮標まで引いた線、同燈浮標から鵜々尻鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	中欄の水域を地先水面とする地域のうち、海岸線からおおむね四〇〇メートル以内の厚生大臣が指定する地域
広島	元宇品町南端から金輪島金輪尻ノ鼻まで引いた線、同島北西端から三四八度に引いた線、暁橋及び陸岸により囲まれた海面	中欄の水域を地先水面とする地域のうち、海岸線からおおむね二〇〇メートル以内の厚生大臣が指定する地域
徳山下松	仙島洲鼻から富田川口左岸突端まで引いた線、黒髪島山頂から漁人鼻まで引いた線、同髪島山頂から陸岸により囲まれた海面並びに宮洲鼻から笠戸島瀬戸埼まで引いた線、茶臼山山頂から笠戸島鎌石岬まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	中欄の水域を地先水面とする地域のうち、海岸線からおおむね二〇〇メートル以内の厚生大臣が指定する地域
関門	一　門司埼から火ノ山下船舶信号所まで引いた線、根岳ノ岬から彦島太郎ケ瀬鼻まで引いた線、同鼻から桐ケ谷山山頂まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 二　港則法施行規則別表第一に定める若松区第二区から第四区までの海面	一　中欄の水域又は港則法施行規則別表第一号の水域のうち、海岸線からおおむね二〇〇メートル以内の厚生大臣が指定する地域 二　港則法施行規則別表第三区の海面とする地域のうち、海岸線からおおむね二〇〇メートル以内の厚生大臣が指定する地域
博多	西戸埼から孤川口左岸突端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに石堂川及び那珂川各最下流道路、橋下流の河川水面	中欄の水域を地先水面とする地域のうち、海岸線からおおむね四〇〇メートル以内の厚生大臣が指定する地域
三池	南北両突堤突端を結んだ線、南北両突堤及び陸岸により囲まれた海面	港則法施行規則別表第一に定める第一区の海面を地先水面とする地域のうち、海岸線からおおむね四〇〇メートル以内の厚生大臣が指定する地域
佐世保	港域法（昭和二十三年法律第百七十五号）に定める港域	港則法施行規則別表第一に定める第一区の海面を地先水面とする地域のうち、海岸線からおおむね二〇〇メートル以内の厚生大臣が指定する地域
長崎	港則法施行規則別表第一に定める第一区及び第二区の海面	港則法施行規則別表第一に定める第一区の水面を地先水面とする地域のうち、海岸線からおおむね二〇〇メートル以内の厚生大臣が指定する地域
鹿児島	港則法施行規則別表第一に定める第一区から第三区までの海面	中欄の水域を地先水面とする地域のうち、海岸線からおおむね二〇〇メートル以内の厚生大臣が指定する地域
羽田	羽田飛行場地先五〇〇メートル以内の海面及び河川水面	羽田飛行場の区域のうち、厚生大臣が指定する地域

大蔵大臣　池田　勇人
厚生大臣　橋本　龍伍
内閣総理大臣　吉田　茂

米国対日援助物資等処理特別会計法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

昭和二十六年十二月十四日

内閣総理大臣　吉田　茂

政令第三百七十八号

米国対日援助物資等処理特別会計法施行令の一部を改正する政令

内閣は、米国対日援助物資等処理特別会計法（昭和二十五年法律第六十五号）第三條第三項及び第十二條の規定に基き、この政令を制定する。

米国対日援助物資等処理特別会計法施行令（昭和二十五年政令第三百四十五号）の一部を次のように改正する。

第二條の次に次の一條を加える。

（軍拂下物資の売拂代金金額から控除すべき金額）

第二條の二　米国対日援助物資等処理特別会計法（以下「法」という。）第三條第三項に規定する軍拂下物資の売拂代金の金額から控除すべき政令で定める金額は、当該物資に係る物品税及び織物消費税の額並びに七千五百四十一万二千二十九円の合計額とする。

第三條第一項を次のように改める。

法第三條第一項に規定する米国対日援助見返資金特別会計への繰入金のうち、米国対日援助物資及び援助役務（法第二條に規定する援助役務をいう。）に係る分については、各月においてこの会計が引渡を受けた米国対日援助物資及び各月において提供を受けた援助役務に係る分を各月ごとに一括して、これを翌翌月の末日（大蔵大臣が特に繰入の期日を指定した場合には、その期日）までに、軍拂下物資に係る分については、大蔵大臣の指定する金額を大蔵大臣の指定する期日までに、米国対日援助見返資金特別会計に繰り入れなければならない。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

大蔵大臣　池田　勇人
通商産業大臣　高橋龍太郎
内閣総理大臣　吉田　茂

日本専売公社に対する法令の準用等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

昭和二十六年十二月十四日

内閣総理大臣　吉田　茂

政令第三百七十九号

日本専売公社に対する法令の準用等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、日本専売公社法（昭和二十三年法律第二百五十五号）第四十九條の規定に基き、この政令を制定する。

日本専売公社に対する法令の準用等に関する政令（昭和二十四年政令第百十六号）の一部を次のように改正する。

第二條中「結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第四條第二項、第三十六條第一項及び第六十五條第一項」を「結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第四條第二項、第三十六條第一項及び第六十五條第一項」に改める。

第四條中「第一号　土地台帳法施行令（昭和二十五年政令第二百四十六号）第一條第一号」を「第一号　土地台帳法施行令（昭和二十五年政令第二百四十六号）第一條第一号　自動車登録令（昭和二十六年政令第二百五十六号）第十六條第二項」に改める。

附則

この政令は、公布の日から施行し、昭和二十六年七月一日から適用する。

大蔵大臣　池田　勇人
運輸大臣　山崎　猛
内閣総理大臣　吉田　茂

省令

◉労働省令第三十号

統計法（昭和二十二年法律第十八号）第三條第二項の規定に基き、毎月勤労統計調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和二十六年十二月十四日

労働大臣　保利　茂

毎月勤労統計調査規則の一部を改正する省令

毎月勤労統計調査規則（昭和二十六年労働省令第五号）の一部を次のように改正する。

第六條を次のように改める。

（調査の範囲）

第六條　毎月勤労統計調査は、昭和二十六年統計委員会告示第六号に定める日本標準産業分類による鉱業、建設業、製造業、卸売及び小売業、金融及び保険業、不動産業又は運輸通信及びその他の公益事業に属する事業を営む事業所のうち、労働大臣が指定するもの（以下「調査事業所」という。）について行う。

第八條を次のように改める。

（調査事項）

第八條　毎月勤労統計調査は、左に掲げる事項について行う。

一　調査期間

二　鉱業に属する事業を営む事業所（以下「鉱業事業所」という。）又は製造業に属する事業を営む事業所（以下「製造業事業所」という。）については主要な生産品の種類、建設業に属する事業を営む事業所（以下「建設業事業所」という。）については主要な請負工事の種類、その他の事業を営む事業所については主要な事業の内容

三　常用労働者の数、出勤日数、実労働時間数及び現金給與額

四　臨時及び日雇の労働者の数及び現金給與額

五　前各号に掲げる事項について変動のあった場合は、その理由

六　特別に支拂われた給與の内訳の名称及び金額

2　建設業事業所については、前項各号に掲げる事項の外、工事現場の異動状況について調査する。

第八條の次に次の二條を加える。

第八條の二　建設業事業所についての毎月勤労統計調査は、前條第一項に規定する調査事項について工事現場ごとに行う。

（調査票用紙）

第八條の三　毎月勤労統計調査に用いる調査票用紙の様式は、様式第一号から第十号までとする。

第九條を次のように改める。

（調査の委任）

第九條　労働大臣は、別に定めるところにより、毎月勤労統計調査に関する事務の一部を都道府県知事に委任するものとする。

2　都道府県知事は、前項の規定により委任を受けた事務の一部を市町村長（東京都及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百五十五條第二項に規定する市の区長を含む。）に委任することができる。

第十二條第二項を削る。

第十五條中「甲調査事業所の事業主は、」の下に「全国調査につき、」を加え、「第八條第一項」を「第八條」に改める。

第十六條第一項中「十日」を「五日」に、「（鉱業事業所については十五日）」を「（鉱業事業所及び建設業事業所については十日）」に、「都道府県知事」を「労働大臣」に改め、同條第二項を削る。

第十七條を次のように改める。

第十七條　削除

第十八條中「翌々月中」を「翌月中」に改める。

第十九條中「甲調査事業所及び乙調査事業所の事業主は、」の下に「地方調査につき、」を加え、「第八條第一項」を「第八條」に改める。

第二十條を次のように改める。

（調査書類の提出）

第二十條　前條の申告は、調査票一部を調査月の翌月の十日（鉱業事業所及び建設業事業所については十五日）までに到着するように都道府県知事に提出することによって行わなければならない。

第二十一條中「二十日」を「十日」に改める。

様式第一号から様式第四号までを次のように改め、様式第四号の次に様式第五号から様式第十号までを加える。

第7481号

昭26.12.14.

様式第一号

指定統計 第7号

毎月勤労統計調査

全國調査票

労働省 大臣官房労働統計調査部

(工)

1 昭和 年 月分												
2 調査期間	イ 自 月 日	3 事業所番号			4 規模番号	5 産業分類番号				6 主要生産品の名称	記入担当者印	事業主印
	ロ 至 月 日	府県番号	一連番号	民官公	※	大	中	小	細			
	ハ 操業日数 日					F					7 調査票提出月日	月 日

8 常用労働者の労働者数、延出勤日数、総実労働時間数及び現金給与総額

常用労働者の種類		労働者数 前月末労働者数 (1)	本月中の減少労働者数 (2)	本月中の増加労働者数 (3)	本月末労働者数 (4)	延出勤日数 (5)	総実労働時間数 (6)	現金給与総額 きまつて支給する給与 (7)	特別に支払われた給与 (8)	合計 (9)
		千 一 人	千 一 人	千 一 人	千 一 人	千 一 日	百万 千 一 時	百万 千 一 円	百万 千 一 円	百万 千 一 円
生産労働者	1									
管理、事務及び技術労働者	2									
合計	3									

9 臨時及び日雇労働者の延人員及び現金給与総額 (1) 延人員 ×× 人 (2) 現金給与総額 円

10 本月中の減少又は増加労働者数が前月末労働者数に比し5%以上変化したとき、延出勤日数、総実労働時間数、きまつて支給する給与が前月に比し10%以上変化したとき、及び臨時及び日雇労働者の延人員が前月に比し20%以上変化したとき、その理由を説明されたい。

イ 本月中の減少及び増加労働者数 (第8項目(2)及び(3)欄)		ニ きまつて支給する給与 (第8項目(7)欄)	
ロ 延出勤日数 (第8項目(5)欄)		ホ 臨時及び日雇労働者の延人員 (第9項目(1)欄)	
ハ 総実労働時間数 (第8項目(6)欄)		ヘ その他参考となるべき事項	

11 「特別に支払われた給与」(第8項目(8)欄) を支給したときはその内訳の名称及び金額を記入されたい。

0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10

※印を附した欄及び左の欄は何も記入してはならない。 (裏面の一般的注意を読まれたい。)

様式第二号

指定統計 第7号

毎月勤労統計調査

全國調査票

労働省 大臣官房労働統計調査部

(鑛)

1 昭和 年 月分												
2 調査期間	イ 自 月 日	3 事業所番号			4 規模番号	5 産業分類番号				6 主要生産品の名称	記入担当者印	事業主印
	ロ 至 月 日	府県番号	一連番号	民官公	※	大	中	小	細			
	ハ 操業日数 日					D					7 調査票提出月日	月 日

8 常用労働者の労働者数、延出勤日数、総実労働時間数及び現金給与総額

常用労働者の種類			労働者数 前月末労働者数 (1)	本月中の減少労働者数 (2)	本月中の増加労働者数 (3)	本月末労働者数 (4)	延出勤日数 (5)	総実労働時間数 (6)	現金給与総額 きまつて支給する給与 (7)	特別に支払われた給与 (8)	合計 (9)
			千 一 人	千 一 人	千 一 人	千 一 人	千 一 日	百万 千 一 時	百万 千 一 円	百万 千 一 円	百万 千 一 円
生産労働者	坑内	0									
	坑外	1									
管理、事務及び技術労働者		2									
合計		3									

9 臨時及び日雇労働者の延人員及び現金給与総額 (1) 延人員 ×× 人 (2) 現金給与総額 円

10 本月中の減少又は増加労働者数が前月末労働者数に比し5%以上変化したとき、延出勤日数、総実労働時間数、きまつて支給する給与が前月に比し10%以上変化したとき、及び臨時及び日雇労働者の延人員が前月に比し20%以上変化したとき、その理由を説明されたい。

イ 本月中の減少及び増加労働者数 (第8項目(2)及び(3)欄)		ニ きまつて支給する給与 (第8項目(7)欄)	
ロ 延出勤日数 (第8項目(5)欄)		ホ 臨時及び日雇労働者の延人員 (第9項目(1)欄)	
ハ 総実労働時間数 (第8項目(6)欄)		ヘ その他参考となるべき事項	

11 「特別に支払われた給与」(第8項目(8)欄) を支給したときはその内訳の名称及び金額を記入されたい。

0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10

※印を附した欄及び左の欄は何も記入してはならない。 (裏面の一般的注意を読まれたい。)

第7481号　昭和26年12月14日　金曜日　官報　260

様式第三号

指定統計 第7号

毎月勤労統計調査

全國調査票

労働省
大臣官房労働統計調査部

○

1 昭和　年　月分															
2 調査期間	イ 自　月　日	3 事業所番号					4 規模番号	5 産業分類番号				6 主たる事業の内容	記入担当者印		事業主印
	ロ 至　月　日	府県番号	一連番号			民官公		大	中	小	細				
	ハ 操業日数　日						※						7 調査票提出月日	月　日	

8 常用労働者の労働者数、延出勤日数、総実労働時間数及び現金給与総額

常用労働者の種類		労働者数 前月末労働者数 (1)	本月中の減少労働者数 (2)	本月中の増加労働者数 (3)	本月末労働者数 (4)	延出勤日数 (5)	総実労働時間数 (6)	現金給与総額 きまつて支給する給与 (7)	特別に支払われた給与 (8)	合計 (9)
		千 一 人	千 一 人	千 一 人	千 一 人	千 一 日	百万 千 一 時	百万 千 一 円	百万 千 一 円	百万 千 一 円
全常用労働者	3									

9 臨時及び日雇労働者の延人員及び現金給与総額　(1) 延人員　××　人　(2) 現金給与総額　円

10 本月中の減少又は増加労働者数が前月末労働者数に比し5%以上変化したとき、延出勤日数、総実労働時間数、きまつて支給する給与が前月に比し10%以上変化したとき、及び臨時及び日雇労働者の延人員が前月に比し20%以上変化したとき、その理由を説明されたい。

イ 本月中の減少及び増加労働者数 (第8項目(2)及び(3)欄)		ニ きまつて支給する給与 (第8項目(7)欄)	
ロ 延出勤日数 (第8項目(5)欄)		ホ 臨時及び日雇労働者の延人員 (第9項目(1)欄)	
ハ 総実労働時間数 (第8項目(6)欄)		ヘ その他参考となるべき事項	

11 「特別に支払われた給与」(第8項目(8)欄) を支給したときはその内訳の名称及び金額を記入されたい。

0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10

※印を附した欄及び左の欄は何も記入してはならない。

(裏面の一般的注意を読まれたい。)

第7481号　昭26.12.14.

第7481号　昭和26年12月14日　金曜日　官報　261

様式第四号

指定統計 第7号

毎月勤労統計調査

全國調査票

(工事現場票)

労働省
大臣官房労働統計調査部

建

1 昭和　年　月分															
2 調査期間	イ 自　月　日	3 工事現場番号					4 規模番号	5 産業分類番号				6 主要請負工事の種類	記入担当者印		事業主印
	ロ 至　月　日	工事現場一連番号	府県番号	一連番号		民官公		大	中	小	細				
	ハ 操業日数　日						※	E					7 調査票提出月日	月　日	

8 常用労働者の労働者数、延出勤日数、総実労働時間数及び現金給与総額

常用労働者の種類		労働者数 前月末労働者数 (1)	本月中の減少労働者数 (2)	本月中の増加労働者数 (3)	本月末労働者数 (4)	延出勤日数 (5)	総実労働時間数 (6)	現金給与総額 きまつて支給する給与 (7)	特別に支払われた給与 (8)	合計 (9)
		千 一 人	千 一 人	千 一 人	千 一 人	千 一 日	百万 千 一 時	百万 千 一 円	百万 千 一 円	百万 千 一 円
常用作業者	1									
管理、事務及び技術労働者	2									
合計	3									

9 臨時及び日雇労働者の延人員及び現金給与総額　(1) 延人員　××　人　(2) 現金給与総額　円

10 本月中の減少又は増加労働者数が前月末労働者数に比し5%以上変化したとき、延出勤日数、総実労働時間数、きまつて支給する給与が前月に比し10%以上変化したとき、及び臨時及び日雇労働者の延人員が前月に比し20%以上変化したとき、その理由を説明されたい。

イ 本月中の減少及び増加労働者数 (第8項目(2)及び(3)欄)		ニ きまつて支給する給与 (第8項目(7)欄)	
ロ 延出勤日数 (第8項目(5)欄)		ホ 臨時及び日雇労働者の延人員 (第9項目(1)欄)	
ハ 総実労働時間数 (第8項目(6)欄)		ヘ その他参考となるべき事項	

11 「特別に支われた給与」(第8項目(8)欄) を支給したときはその内訳の名称及び金額を記入されたい。

0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10

※印を附した欄及び左の欄は何も記入してはならない。

(裏面の一般的注意を読まれたい。)

第7481号

昭26.12.14.

第7481号 262 官報 昭和26年12月14日 金曜日

様式第五号

指定統計 第7号

毎月勤労統計調査

全國調査票

（総括票）

労働省
大臣官房労働統計調査部

建

1 昭和 年 月分	3 事業所番号 府県番号	一連番号	民官公	4 規模番号 ※	5 産業分類番号 大 E	中	小	細	6 主要請負工事の種類	記入担当者印	事業主印	7 調査票提出月日 月 日

8—1 本月分の調査票を提出した工事現場の一連番号及び名称（継続）

工事現場一連番号	工事現場名

8—2 本月分の調査票を提出した工事現場の一連番号及び名称（新設）

工事現場一連番号	工事現場名

9 本月中に廃止された工事現場の一連番号及び名称

工事現場一連番号	工事現場名

10 本月分の調査票を提出しなかつた工事現場の一連番号及び名称

工事現場一連番号	工事現場名

※の印の欄は何も記入してはならない。

（裏面の一般的注意を読まれたい。）

第7481号 263 官報 昭和26年12月14日 金曜日

様式第六号

指定統計 第7号

毎月勤労統計調査

地方調査票

労働省
大臣官房労働統計調査部

工

1 昭和 年 月分	2 調査期間 イ 自 月 日 ロ 至 月 日 ハ 操業日数 日	3 事業所番号 府県番号	一連番号	民官公	4 規模番号 ※	5 産業分類番号 大 F	中	小	細	6 主要生産品の名称	記入担当者印	事業主印	7 調査票提出月日 月 日

8 常用労働者の労働者数、延出勤日数、総実労働時間数及び現金給与総額

常用労働者の種類			労働者数 前月末労働者数 (1) 千 一 人	本月中の減少労働者数 (2) 千 一 人	本月中の増加労働者数 (3) 千 一 人	本月末労働者数 (4) 千 一 人	延出勤日数 (5) 千 一 日	総実労働時間数 所定内労働時間数 (6) 百万 千 一 時	所定外労働時間数 (7) 百万 千 一 時	合計 (8) 百万 千 一 時	現金給与総額 きまつて支給する給与 (9) 百万 千 一 円	特別に支払われた給与 (10) 百万 千 一 円	合計 (11) 百万 千 一 円
生産労働者	男	1											
	女	2											
	計	3											
管理、技術及び事務労働者	男	4											
	女	5											
	計	6											
合計	男	7											
	女	8											
	計	9											

9 臨時及び日雇労働者の延人員及び現金給与総額　(1) 延人員 ×× 人　(2) 現金給与総額 円

10 本月中の減少又は増加労働者数が前月末労働者数に比し5％以上変化したとき、延出勤日数、総実労働時間数、きまつて支給する給与が前月に比し10％以上変化したとき、及び臨時及び日雇労働者の延人員が前月に比し20％以上変化したとき、その理由を説明されたい。

イ 本月中の減少及び増加労働者数（第8項目(2)及び(3)欄）		ニ きまつて支給する給与（第8項目(9)欄）	
ロ 延出勤日数（第8項目(5)欄）		ホ 臨時及び日雇労働者の延人員（第9項目(1)欄）	
ハ 総実労働時間数（第8項目(8)欄）		ヘ その他参考となるべき事項	

11 「特別に支払われた給与」（第8項目(10)欄）を支給したときはその内訳の名称及び金額を記入されたい。

※印の欄は何も記入してはならない。

（裏面の一般的注意を読まれたい。）

様式第七号

指定統計 第7号

毎月勤労統計調査

地方調査票

労働省 大臣官房労働統計調査部

鑛

| 1 昭和 年 月分 | | |

毎月勤労統計調査

地方調査票

（工事現場票）

様式第九号

指定統計 第7号

労働省 大臣官房労働統計調査部

建

1 昭和 年 月分

2 調査期間 イ 自 月 日 ロ 至 月 日 ハ 操業日数 日

3 工事現場番号 工事現場一連番号 府県番号 一連番号 民官公

4 規模番号 ※

5 産業分類番号 大 E 中 小 細

6 主要請負工事の種類

記入担当者印 事業主印

7 調査票提出月日 月 日

8 常用労働者の労働者数、延出勤日数、総実労働時間数及び現金給与総額

常用労働者の種類			労働者数 前月末労働者数 (1)	本月中の減少労働者数 (2)	本月中の増加労働者数 (3)	本月末労働者数 (4)	延出勤日数 (5)	総実労働時間数 所定内労働時間数 (6)	所定外労働時間数 (7)	合計 (8)	現金給与総額 きまつて支給する給与 (9)	特別に支払われた給与 (10)	合計 (11)
			千 一 人	千 一 人	千 一 人	千 一 人	千 一 日	百万 千 一 時	百万 千 一 時	百万 千 一 時	百万 千 一 円	百万 千 一 円	百万 千 一 円
常用作業者	男	1											
	女	2											
	計	3											
管理、技術及び事務労働者	男	4											
	女	5											
	計	6											
合計	男	7											
	女	8											
	計	9											

9 臨時及び日雇労働者の延人員及び現金給与総額 (1) 延人員 ×× 人 (2) 現金給与総額 円

10 本月中の減少又は増加労働者数が前月末労働者数に比し5%以上変化したとき、延出勤日数、総実労働時間数、きまつて支給する給与が前月に比し10%以上変化したとき、及び臨時及び日雇労働者の延人員が前月に比し20%以上変化したとき、その理由を説明されたい。

イ 本月中の減少又は増加労働者数（第8項目(2)及び(3)欄）		ニ きまつて支給する給与（第8項目(9)欄）	
ロ 延出勤日数（第8項目(5)欄）		ホ 臨時及び日雇労働者の延人員（第9項目(1)欄）	
ハ 総実労働時間数（第8項目(8)欄）		ヘ その他参考となるべき事項	

11 「特別に支払われた給与」（第8項目(10)欄）を支給したときはその内訳の名称及び金額を記入されたい。

※印の欄は何も記入してはならない。 （裏面の一般的注意を読まれたい。）

毎月勤労統計調査

地方調査票

（総括票）

様式第十号

指定統計 第7号

労働省 大臣官房労働統計調査部

建

1 昭和 年 月分

3 事業所番号 府県番号 一連番号 民官公

4 規模番号 ※

5 産業分類番号 大 E 中 小 細

6 主要請負工事の種類

記入担当者印 事業主印

7 調査票提出月日 月 日

8—1 本月分の調査票を提出した工事現場の一連番号及び名称（継続）

工事現場一連番号	工事現場名

8—2 本月分の調査票を提出した工事現場の一連番号及び名称（新設）

工事現場一連番号	工事現場名

9 本月中に廃止された工事現場の一連番号及び名称

工事現場一連番号	工事現場名

10 本月分の調査票を提出しなかつた工事現場の一連番号及び名称

工事現場一連番号	工事現場名

※の印の欄は何も記入してはならない。 （裏面の一般的注意を読まれたい。）

告　示

附　則

この省令は、昭和二十七年一月一日から施行し、昭和二十七年一月末現在（給與締切日の定がある場合においては、同年同月の最終給與締切日現在）により行う調査から適用する。

◉電波監理委員会告示第二千三百二号

次の周波数測定機は、無線機器型式検定規則第三條の規定による検定に合格した。

昭和二十六年十二月十四日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　検定合格の年月日　昭和二十六年十一月十二日
二　検定番号　第一〇五五号
三　申請者の名称　東京電波株式会社
四　機器の名称及び型式　SA—一九型精密周波計
五　機器製造者の名称　東京電波株式会社
六　検定種別　第三種
七　測定周波数範囲　一、五〇〇kcより三〇、〇〇〇kcまで

◉電波監理委員会告示第二千三百三号

次の周波数測定機は、無線機器型式検定規則第三條の規定による検定に合格した。

昭和二十六年十二月十四日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　検定合格の年月日　昭和二十六年十一月十二日
二　検定番号　第一〇五四号
三　申請者の名称　東京電波株式会社
四　機器の名称及び型式　SD—八型周波数計
五　機器製造者の名称　東京電波株式会社
六　検定種別　第三種
七　測定周波数範囲　一〇〇kcより三〇、〇〇〇kcまで

◉電波監理委員会告示第二千三百四号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十六年十二月十四日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年十一月十七日　第一二四五号
二　承認を受けた者　工業技術庁
三　無線局の種別　実用化試験局（陸上移動局）
四　無線局の目的　地下資源調査に使用する陸上移動業務の実用化試験を行う。
五　通信の相手方　工業技術庁所属の全国を移動範囲とする実用化試験局（陸上移動局）
六　通信事項　1. 地下資源調査に関する通信
　　2. 実用化試験に必要な事項
七　承認の有効期限　昭和二十七年十一月十六日
八　設置場所　移動体の種別　可搬
　　移動範囲　全国一円
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
　　JG2AA　A三　一五四・〇五Mc　水晶発振　終段陽極変調　三W
十　空中線の型式及び構成　スリーブ
十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第二千三百五号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十六年十二月十四日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年十一月十七日　第一二四六号
二　承認を受けた者　工業技術庁
三　無線局の種別　実用化試験局（陸上移動局）
四　無線局の目的　地下資源調査に使用する陸上移動業務の実用化試験を行う。
五　通信の相手方　工業技術庁所属の全国を移動範囲とする実用化試験局（陸上移動局）
六　通信事項　1. 地下資源調査に関する通信
　　2. 実用化試験に必要な事項
七　承認の有効期限　昭和二十七年十一月十六日
八　設置場所　移動体の種別　可搬
　　移動範囲　全国一円
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
　　JG2AB　A三　一五四・〇五Mc　水晶発振　終段陽極変調　三W
十　空中線の型式及び構成　スリーブ
十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第二千三百六号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十六年十二月十四日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第五一〇七号
二　免許人の氏名　宮崎友樹
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　航行の安全に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　室戸漁業用海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　船舶の航行に関する事項、漁業通信、電報の送受に関する通信
七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日
八　設置場所　大土佐丸（主たる停泊港　室戸）
九　呼出符号及び呼出名称　JCTS　だいとさまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
　　A一　〔三、七〇〇 五、五二〇 三七五 四二五 kc kc kc kc〕　第一装置　A二　リップル変調
　　A一、A二　〔一、五〇〇 一、九七〇 五〇五 六二〇 九五五 kc kc kc kc kc〕　第一、第二装置　水晶発振　終段抑制格子変調　A一、A二
　　A一、A二、A三　第二装置　A三　終段抑制格子変調　A二、A三
十一　空中線の型式及び構成　T型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第二千三百七号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十六年十二月十四日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第五一〇八号
二　免許人の氏名　中谷篤意
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　室戸漁業用海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　船舶の航行に関する事項、漁業通信、電報の送受に関する通信
七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日
　　但し、無線電信については無期限
八　設置場所　第三万壽丸（主たる停泊港　室戸）
九　呼出符号及び呼出名称　JQOS　だいさんまんじゅうまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
　　A一　〔三、七〇〇 五、五二〇 三七五 四二五 kc kc kc kc〕　水晶発振　A二、A三　終段抑制格子変調　A一、A二　一五〇W
　　A一、A二　〔一、五〇〇 一、九七〇 五〇五 六二〇 九五五 kc kc kc kc kc〕　但し、A三　七〇〇kcは一五〇W
　　A一、A二、A三
十一　空中線の型式及び構成　T型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第二千三百八号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十六年十二月十四日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年七月十九日　第八一六〇号
二　免許人の氏名　佐々木正造
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　釧路、稚内の各漁業用海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　漁業通信、船舶の航行に関する事項
七　免許の有効期限　昭和三十一年七月十八日
八　設置場所　第二美登丸（主たる停泊港　釧路）
九　呼出符号　だいにみとまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
　　A三　〔一、六一〇 二、六二〇 kc kc〕　水晶発振　終段抑制格子変調　二五W
十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第二千三百九号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十六年十二月十四日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年七月七日　第四二六七号
二　承認を受けた者　海上保安庁
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　海上保安事務に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　海上保安庁所属海岸局、同所属船舶局
六　通信事項　海上保安庁法第二條第一項及び第三十五條第一項に規定する事務に関する事項
七　承認の有効期限　昭和三十年七月六日
八　設置場所　おくしり（主たる停泊港　尻道）
九　呼出符号及び呼出名称　JJWE　じゆんしせんおくしり
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
　　主装置
　　A一　〔二、一〇〇 八、八〇〇 kc kc〕　水晶発振　終段抑制格子変調　一二五W
　　A一、A二　〔三、七五〇 四、六五〇 五、五〇〇 五、七〇〇 kc kc kc kc〕
　　補助装置
　　A一、A二　〔一、五〇〇 一、八〇〇 六、〇〇〇 六、二〇〇 kc kc kc kc〕　水晶発振　終段抑制格子変調　A一、A二　五〇W
　　A一、A二、A三　〔一、〇〇〇 一、七〇〇 一、四〇〇 六、五〇〇 kc kc kc kc〕　A三　三〇W
　　A一　〔一、六一〇 一、六二〇 kc kc〕
　　A三　〔二、六五〇 kc〕
十一　空中線の型式及び構成　T型二組、回転反射鏡付空中線
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第二千三百十号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十六年十二月十四日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年七月二十九日　第四二六八号
二　承認を受けた者　海上保安庁
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　海上保安事務に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　海上保安庁所属海岸局、同所属船舶局
六　通信事項　海上保安庁法第二條第一項及び第三十五條第一項に規定する事務に関する事項
　　特殊設備　無線方位測定機　ARP—四〇五三型
　　レーダー　P〇　九、三九六Mc　三〇KW
　　但し、帶域幅は、九、三二〇Mcから九、五〇〇Mcまで
十一　空中線の型式及び構成　T型二組、回転反射鏡付空中線
十二　運用許容時間　常時

七 承認の有効期限 昭和三十一年七月二十八日
八 設置場所 くさかき（主たる停泊港 尾道）
九 呼出符号及び呼出名称 JBIG じゅんしせんくさかき
十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

主装置
A一 A一、A二 三七五 四二五 六八 五〇 kc
A一 A一、A二 三七五 四二五 六八 五〇 kc
A一 A一、A二 三七五 四二五 六八 五〇 kc
A一 A一、A二 三七五 四二五 六八 五〇 kc
A一 A一、A二 三七五 四二五 六八 五〇 kc
A一 A一、A二 三七五 四二五 六八 五〇 kc
A一 A一、A二 三七五 四二五 六八 五〇 kc
A一 A一、A二 三七五 四二五 六八 五〇 kc
水晶発振 終段制御格子変調 一二五W

補助装置
A一 A一、A二 三七 六五 五〇 kc
A一 A一、A二 三七 六五 五〇 kc
A一 A一、A二 三七 六五 五〇 kc
A一 A一、A二 三七 六五 五〇 kc
A一 A一、A二 三七 六五 五〇 kc
A一 A一、A二 三七 六五 五〇 kc
A一 A一、A二 三七 六五 五〇 kc
A一 A一、A二 三七 六五 五〇 kc
A三 A一、A二、A三 三七 六五 五〇 kc
水晶発振 終段制御格子変調 A一、A二 A三 五〇 三〇WW

特殊設備 無線方位測定機 ARD—四〇五三型
レーダー P〇 九、三八三Mc 三〇KW
但し、帯域幅は、九、三二一〇Mcから、九、五〇〇Mcまで
十一 空中線の型式及び構成 T型二組、回転反射鏡付空中線
十二 運用許容時間 常時

◉電波監理委員会告示第二千三百十一号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。
昭和二十六年十二月十四日 電波監理委員会委員長 富安 謙次
一 免許の年月日及び番号 昭和二十六年九月二十二日 第五一七二号
二 免許人の氏名 久村馬五郎
三 無線局の種別 船舶局
四 無線局の目的 漁業に使用するため、海上移動業務を行う。

◉法務府告示第四百七十五号
左記の者は、フランス国の国籍を有するところ、国籍法第十條の規定によつて、日本国籍を離脱した。
昭和二十六年十二月十四日 法務総裁 大橋 武夫
本籍 神奈川県横浜市中区本牧町四丁目八百五十六番地
住所 神奈川県横浜市中区山手町二百五十四番地 佐藤 すげ
明治二十七年十月七日生

◉法務府告示第四百七十六号
左記の者は、アメリカ合衆国の国籍を有するところ、国籍法第十條の規定によつて、日本国籍を離脱した。
昭和二十六年十二月十四日 法務総裁 大橋 武夫
本籍 広島県佐伯郡栗谷村大字谷和四十四番地
住所 アメリカ合衆国ハワイ・マウイ島ラハイナ 久保 昇一
大正十四年一月七日生

本籍 山口県玖珂郡小瀬村第四百九十四番地
住所 アメリカ合衆国ハワイ・ホノルル市南キング街七百五十二 森脇キミコ
大正十四年八月三十一日生
本籍 山口県玖珂郡小瀬村第四百九十四番地
住所 アメリカ合衆国ハワイ・オアフ島スコーフィルド 森脇 儀一
昭和二年十二月二十日生

本籍 山口県玖珂郡小瀬村第四百九十四番地
住所 アメリカ合衆国ハワイ・ハワイ島ペペケオ 森脇 寿男
昭和四年三月二十二日生
森脇 初美
昭和五年七月十九日生
森脇 菊乃
昭和七年十月三十一日生
本籍 山口県玖珂郡小瀬村第四百九十四番地

住所 アメリカ合衆国ハワイ・ホノルル市フォト街千七百二十七 森脇 特務
昭和六年十月十一日生
本籍 新潟県北蒲原郡中條町大字赤川二千九十三番地
住所 アメリカ合衆国ハワイ・オアフ島ワイアルア郵函四百八十六 園部 興作
大正四年六月十七日生

五 通信の相手方 室戸漁業用海岸局、漁船の船舶局
六 通信事項 船舶の航行に関する通信、漁業通信
七 免許の有効期限 昭和三十一年九月二十一日
八 設置場所 第七壽々丸（主たる停泊港 室戸）
九 呼出符号及び呼出名称 JNFM ひさむらだいななすずまる
十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

A一 一、七〇〇五 三、七〇〇五 五、七〇〇五 kc 自励発振 A一 一〇〇 WW
A二 一、九〇〇五 三、七〇〇五 五、七〇〇五 kc 水晶発振 A二、A三 終段抑制格子変調 A一、A二、A三 一〇〇 三五 WW
A一、A二 一、五〇〇五 三、七〇〇五 五、七〇〇五 kc
A一、A二、A三 一、六〇〇五 三、七〇〇五 五、七〇〇五 kc
十一 空中線の型式及び構成 逆L型
十二 運用許容時間 常時

◉電波監理委員会告示第二千三百十二号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。
昭和二十六年十二月十四日 電波監理委員会委員長 富安 謙次
一 免許の年月日及び番号 昭和二十五年六月一日 第三三六二号
二 免許人の名称 日本商船株式会社
三 無線局の種別 船舶局
四 無線局の目的 海運事業に使用するため、海上移動業務を行う。
五 通信の相手方 日本商船株式会社所属船舶局、地方電気通信取扱局
六 通信事項 船舶の航行及び貨物の輸送に関する事項、電報の送受に関する通信
七 免許の有効期限 昭和二十八年五月三十一日
八 設置場所 第三南輝丸（主たる停泊港 神戸）
九 呼出符号 JDFA
十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A一、A二 三七五 四〇〇 四二五 五〇〇 kc 主発振 リップル変調 五〇W
十一 空中線の型式及び構成 T型、傾斜型
十二 運用許容時間 常時

本籍 新潟県北蒲原郡中條町大字赤川二千九十三番地
住所 アメリカ合衆国ハワイ・オアフ島ワイアルア・ミールキヤンプ六 園部 興三
大正六年九月十五日生
本籍 広島県甲奴郡矢野村字矢多田千二十一番地
住所 アメリカ合衆国ハワイ・マウイ島ラハイナ 新山アヤメ
大正十四年五月二十五日生
本籍 山口県玖珂郡師木野村大字柱野第九百六十四番地
住所 アメリカ合衆国ハワイ・ホノルル市ココ・ドライブ四千百九十三 米沢 保
大正十四年八月十二日生

◉法務府告示第四百七十七号
左記の者は、アメリカ合衆国の国籍を有するところ、国籍法第十條の規定によつて、日本国籍を離脱した。
昭和二十六年十二月十四日 法務総裁 大橋 武夫
本籍 和歌山県西牟婁郡江住村大字見老津三百四十一番地 田島 志津
大正十四年十二月一日生

◉法務府告示第四百七十八号
左記の者は、中華民国の国籍を有するところ、国籍法第十條の規定によつて、日本国籍を離脱した。
昭和二十六年十二月十四日 法務総裁 大橋 武夫
本籍 奈良県北葛城郡新庄町大字新庄二百十八番地
住所 京都府京都市中京区新京極花遊小路五百六十五番地 今本 隆子
昭和五年八月二十五日生

◉法務府告示第四百七十九号
左記の者は、アメリカ合衆国の国籍を有するところ、国籍法第十條の規定によつて、日本国籍を離脱した。
昭和二十六年十二月十四日 法務総裁 大橋 武夫
本籍 静岡県沼津市我入道秋葉町四百三十一番地の四
住所 静岡県沼津市我入道秋葉町四百三十一番地の四 芹沢 素六
昭和四年十一月十三日生
本籍 福岡県京都郡小波瀬村大字真原九百九十四番地
住所 東京都千代田区大阪ホテル三百六十五号室 沖永杜鵑花
昭和四年五月二十五日生
本籍 広島県佐伯郡廿日市町百五十二番地
住所 東京都中央区丸の内八重洲ホテル八百七号室 阿藤賀庄司
大正十年十二月二十一日生

◉外務省 農林省告示第四号
千九百四十六年十二月二日にワシントンで作製され、千九百四十八年十一月十日に効力を発生し、千九百五十一年四月二十一日に日本国が加入した国際捕鯨取締條約の附表の規定について、国際捕鯨委員会第三回年次会において採択された各修正は、まつこう鯨の解禁期に関する規定を第十項(C)として新たに加える修正についてオーストラリア政府から異議の申立があつたのを除く外、いずれの締約政府からも異議の申立がなかつたので、千九百五十一年十一月十八日より次のとおり効力を発生した旨が、千九百五十一年十一月十九日付の国際捕鯨委員会書記長の書簡によつて、各締約政府に通知された。
昭和二十六年十二月十四日
外務大臣 吉田 茂
農林大臣 根本龍太郎

◉大蔵省告示第千九百二十八号
法人税法施行規則（昭和二十二年勅令第百十一号）第八條の規定に基き、法人の各事業年度の所得の計算上損金に算入する寄附金の指定に関する告示（昭和二十五年七月大蔵省告示第五百十号）の一部を次のように改正し、第六号の改正を除き、法人の昭和二十六年十一月一日以後終了する事業年度から適用する。
昭和二十六年十二月十四日
大蔵大臣 池田 勇人
第六号中「昭和二十六年十二月三十一日」を「昭和二十七年三月三十一日」に改める。
第十号の次に次の四号を加える。
十一 陽明文庫維持のために財団法人陽明文庫賛助会に対してなす寄附金で、昭和二十七年九月三十日までに支出されたものの全額
十二 真生会館設立のために財団法人聖ファリッポ寮真生会館建設委員会に対してなす寄附金で、昭和二十七年九月三十日までに支出されたものの全額
十三 弊原平和財団設立世話人会に対してなす寄附金で、昭和二十七年九月三十日までに支出されたものの全額
十四 出雲大社御遷宮奉賛会に対してなす寄附金で、昭和二十七年九月三十日までに支出されたものの全額

◉大蔵省告示第千九百二十九号
関税定率法施行令（昭和二十六年政令第百十三号）第一條第二号及び第三号の規定に基き、私立の各種学校、博物館等を指定する告示（昭和二十六年六月大蔵省告示第七百五十八号）の一部を次のように改正する。
大蔵大臣 池田 勇人
昭和二十六年十二月十四日
第一号中基督教音楽学校の項の次に次の一項を加える。
日本ルーテル神学校 東京都中野区鷺宮二丁目九百二十一番地 昭和二十六年十二月十四日
第二号中財団法人海外市場調査会の項の次に次の三項を加える。
財団法人国際基督教学園 東京都中央区銀座四丁目二番地 昭和二十六年十二月十四日
財団法人栗林公園動物園 香川県高松市栗林町千五百六十四番地の二 昭和二十六年十二月十四日
財団法人医薬資源研究所国分寺研究所 東京都北多摩郡小金井町貫井九九四番地 昭和二十六年十二月十四日

◉大蔵省告示第千九百三十号
割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、割増金附定期預金第六回勧銀いろは預金の細目等を次のように定める。
昭和二十六年十二月十四日
大蔵大臣 池田 勇人
一 名称 割増金附定期預金第六回勧銀いろは預金
二 條件
(一)契約期間 六月
(二)預入金額 一口二千円
(三)利息 付けない。
三 取扱の時期 昭和二十六年十二月十七日から同二十七年二月十五日まで。
四 抽せん権 預入金額一口ごとに別に定める抽せん権一個を附與する。
五 割増金
等級 割増金
A賞 四十八円及び特別割増金
B賞 二十七円
備考 特別割増金はB賞当せん本数に二十一円を乗じた金額をA賞当せん本数で除した金額とする。
六 抽せん期日 昭和二十七年二月二十三日
七 割増金の支拂開始期日 昭和二十七年三月三日
八 預金証書の印紙税 割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第千九百三十一号
割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、第十一回山梨中央幸運定期預金の細目等を次のように定める。
昭和二十六年十二月十四日
大蔵大臣 池田 勇人
一 名称 第十一回山梨中央幸運定期預金
二 條件
(一)契約期間 六月
(二)預入金額 一口千円
(三)利息 付けない。
三 取扱の時期 昭和二十六年十二月十七日から同二十七年二月十五日まで。
四 割増金 預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附與し、抽せん権一万

個をもつて一組とし、各十組につき次のとおりとする。但し、幸運賞は、一等のうちから定める。

等級	割増金	当せんの数
幸運賞	一〇〇、〇〇〇円	一本
一等	一〇、〇〇〇	九
二等	一、〇〇〇	一〇
三等	一〇〇	一〇〇
四等	六〇	一、〇〇〇
五等	三九	一〇、〇〇〇
六等	二〇	八八、八八〇
計		一〇〇、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年二月二十一日
六　割増金の支拂開始期日　昭和二十七年三月一日
七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第千九百三十二号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、近畿相互銀行第九回ラッキー定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十六年十二月十四日　大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　近畿相互銀行第九回ラッキー定期預金
二　條件
(一)契約期間　六月
(二)預入金額　一口千円
(三)利息　付けない。
三　取扱の時期　昭和二十六年十二月十七日から同二十七年二月九日まで。
四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権二千個をもつて一組とし、各三十組につき次のとおりとする。但し、特等は、一等のうちから定める。

等級	割増金	当せんの数
特等	一〇〇、〇〇〇円	一本
一等	二、〇〇〇	二九
二等	一〇〇	二七〇
三等	五〇	二、七〇〇
四等	二〇	五七、〇〇〇
計		六〇、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年二月二十二日
六　割増金の支拂開始期日　昭和二十七年三月三日
七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第千九百三十三号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、長崎相互銀行割増金附第八回あさひ定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十六年十二月十四日　大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　長崎相互銀行割増金附第八回あさひ定期預金
二　條件
(一)契約期間　六月
(二)預入金額　一口千円
(三)利息　付けない。
三　取扱の時期　昭和二十六年十二月十七日から同二十七年二月九日まで。
四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権五万個をもつて一組とし、各三組につき次のとおりとする。但し、特等は、一等のうちから定める。

等級	割増金	当せんの数
特等	三〇〇、〇〇〇円	一本
一等	三〇、〇〇〇	二
二等	五、〇〇〇	一五
三等	一、〇〇〇	一五〇
四等	五〇〇	一、五〇〇
五等	五〇	一五、〇〇〇
六等	三〇	一三三、三七
七等	一九、五〇	一五〇、〇〇〇
計		

五　抽せん期日　昭和二十七年二月十九日
六　割増金の支拂開始期日　昭和二十七年二月二十九日
七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第千九百三十四号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、第三相互第五回美栄定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十六年十二月十四日　大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　第三相互第五回美栄定期預金
二　條件
(一)契約期間　六月
(二)預入金額　一口千円
(三)利息　付けない。
三　取扱の時期　昭和二十六年十二月十七日から同二十七年一月二十一日まで。
四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権一万個をもつて一組とし、各三十組につき次のとおりとする。但し、特等は、一等のうちから定める。

等級	割増金	当せんの数
特等	三〇〇、〇〇〇円	一本
一等	五、〇〇〇	九
二等	一、〇〇〇	二〇
三等	二〇〇	二〇〇
四等	七〇	三、〇〇〇
五等	三〇	三〇、〇〇〇
六等	二〇	九六、四八〇
計		一〇〇、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年一月二十八日
六　割増金の支拂開始期日　昭和二十七年二月五日
七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第千九百三十五号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、第一回茨城相互平和定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十六年十二月十四日　大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　第一回茨城相互平和定期預金
二　條件
(一)契約期間　六月
(二)預入金額　一口千円
(三)利息　付けない。
三　取扱の時期　昭和二十六年十二月十七日から同二十七年二月十四日まで。
四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権一万個をもつて一組とし、各二組につき次のとおりとする。但し、特等は、一等のうちから定める。

等級	割増金	当せんの数
特等	五〇、〇〇〇円	一本
一等	一、〇〇〇	九
二等	三〇〇	一〇
三等	一〇〇	二〇〇
四等	三〇	六〇〇
五等	二〇	一九、一七〇
計		二〇、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年二月二十三日
六　割増金の支拂開始期日　昭和二十七年三月一日
七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第千九百三十六号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、第一回八楽信用組合お楽み定期貯金の細目等を次のように定める。

昭和二十六年十二月十四日　大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　第一回八楽信用組合お楽み定期貯金
二　條件
(一)契約期間　六月
(二)預入金額　一口五百円
(三)利息　付けない。
三　取扱の時期　昭和二十六年十二月十七日から同二十七年二月九日まで。
四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権二千個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
特等	三、〇〇〇円	一本
一等	一、〇〇〇	四
二等	一〇〇	三〇
三等	五〇	五〇
四等	三〇	一〇〇
五等	五	一、八一五
計		二、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年二月十八日
六　割増金の支拂開始期日　昭和二十七年二月十三日
七　貯金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉農林省告示第百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五條の規定により次の森林を保安林に指定する。

昭和二十六年十二月十四日　農林大臣　根本龍太郎

宮城県栗原郡栗駒村大字沼倉字栗駒一六（但し、実測九九町六反五畝の内見込九八町六反五畝）、二〇ノ一（但し、見込九六町五反六畝の内見込八六町五反六畝）、鶯沢町字南郷五輪原六五（但し、見込四四町の内見込四〇町）、字北郷的場一五の二（但し、見込六町五反の内見込五町五反）、大字南郷字上川久保一ノ三、一ノ四、字洞泉寺四八ノ三二、四八ノ三三、四八ノ一一、四八ノ四一、鳥矢崎村大字鳥谷字鳥沢釜沢二六ノ二（但し、台帳一〇町六反六畝）、字鳥沢油畑沢一〇〇ノ一七（但し、見込三七町九反六畝の内見込三七町一反六畝）、姫松村大字月子沢字要の神二七、大字宝来字芋坪沼崎九二、長崎村大字長崎字川台五三ノ五（但し、見込四〇町の内見込三二町）、金成村字畑狼沢二五ノ一（但し、実測三七町の内見込三六町二反）、文字村字文字上高平四〇（但し、見込三五〇町の内見込九〇町）、字文字下鍛治谷一二二（但し、台帳三〇町の内実測二〇町四反八畝）、一一九ノ一（但し、台帳七〇町五反八畝二一歩の内実測三町九反）、一二二（但し、台帳三〇町の内実測七町八反）、字女字上七曲六八ノ三（但し、台帳一一町二反九畝二四歩の内見込五町八反六畝）、花山村字草木沢箕ノ口館三三ノ一、三三ノ二、清滝村大字清滝字清水沢大谷地九、一〇、一二から一七まで、一九、二〇、二一、二三、二四、二五ノ一、二五ノ二、二五ノ一一、二五ノ一五、二五ノ一九、四三、四四、四五、四七、字山崎五ノ一、字清滝内の目一ノ二、一ノ三、二ノ一、三ノ一、三ノ二、四、七、八、九、一五、大字小山田字西刈込沢一、七、大字山田字雨生沢滋沢一九、字雨生沢間久田六八、七三ノ二（但し、見込三町五反の内見込三町三反六畝）、七三ノ三、字北宮沢下前田四八ノ一（但し、見込四町の内見込三町）、字北宮沢丙朴木欠六ノ六（但し、見込二反）、五〇、字北宮沢三本松二八、字北宮沢西朴木欠六一、大字清滝字清水沢畑谷地五、七、一一、一二、一四、遠田郡涌谷町大字下郡字柏木山一九ノ一、一七、字山台七八、加美郡広原村大字上多田川字岩滝三三、二四、二九、三〇、三二、三三、三四、三五、三七ノ一、三七ノ四、五〇、五一、五三、五五、五九、六〇、六五、六六、六六ノ一から六六ノ五まで、六六ノ八、六六ノ九、六九、七〇、七一、七二ノ一、七二ノ二、七三、七四、七五、七七、七八、八三、八四、九四、九五、九六ノ一、九六ノ二、九八、九九、一〇〇、一〇一ノ一、一〇一ノ二、一〇二、一〇三、一〇四、一〇五ノ一、一〇五ノ二、一〇六ノ一、一〇六ノ五、一〇六ノ三、一〇六ノ四、一〇六ノ二、字小笹森一、二、五、六ノ一、六ノ二、七、八、一〇、一一、一二、一四、一五、一六、一六ノ二、一九から二三まで、二三ノ一から二四ノ四まで、二五から三一ノ一まで、三七、三七ノ一、三八、四二、四三ノ二、四三ノ三、四四ノ二、四四ノ三、四四から四九まで、五〇ノ一、五〇ノ二、五〇ノ三、字前坂一、三、四、六、七、八、一〇から二六まで、二九から三九まで、四一から四五まで、四六ノ一、四六ノ二、四八から五五まで、六六ノ一、五八、五九、六〇、六二から七〇まで、字大松峯二番一から五まで、六ノ二、七、八、九、一一ノ一、五三、五五ノ一、七二、七四、八四ノ二、八六、八八、九二、九四、九五、九七、九九ノ一、九九ノ二、一〇〇、一〇三、色蕗村大字平沢字沼野山一（但し、見込一一、九九ノ二、一〇〇、一〇三、色蕗村大字平沢字沼野山一（但し、見込一二〇町の内見込八〇町）、大字小栗山字岳山四〇の内（但し、台帳二〇八町二畝一八歩の内見込一五町）、大字王城寺字岩沢川二、加美石村大字谷地森字赤沼七、二六、志田郡鹿島台村大字木間塚字南沢二〇から二二まで、大字深谷字宮ノ沢山一六、一八、大字大迫字石竹五まで、五一、五二、松山町大字次橋字千貫森二、二ノ一、二ノ二、三、三ノ一、四から二五まで、字中峯一ノ一、一ノ二、二から五まで、字小坂山四、八、九、一〇、一三、一四、四二ノ一、四二ノ二、四三から五五まで、大字千石字大鞭二、三、五一から一一まで、一ノ一、一四、一九まで、六二から一八まで、二〇から三一ノ一、一五から七四まで、七六、七八から八三まで、八三ノ一、八四から八九まで、大字長尾字丸山八三七ノ一、三八から四一まで、大字金谷字二ノ沢三三、三四、三五ノ一、一三五ノ二、二、三九ノ一、三九ノ二、字拠畑一、二四から一九まで、二〇ノ一、二二、二一から三〇まで、三五、三六、三八、四〇、四二、四五、四七、四八、五〇、五三、五四、六一から六七、七一、字訳訪山一四から一七まで、七、三九から四二まで、四七、字栗木沢一一、二二ノ一、二三、一四、二三から二六まで、二八から三三まで、字力石西二、三、鳴子町字新屋敷九九、本吉郡小泉村字泉沢三〇ノ一の内（但し、台帳八〇町の内実測六町六反一畝二〇歩）、歌津村字拂川一〇二（但し、台帳一〇町六畝一二歩の内実測一三町三反三畝）、柳津町大字柳津字大土九九（但し、台帳四一町の内実測一〇町二反三畝一〇歩）、津谷町大字津谷字上川内二三六ノ一（但し、台帳四二六町三反九畝の内実測八町五畝）、登米郡米谷町字朝田貫六二ノ一（但し、台帳一九八町六反三畝二〇歩の内見込一八五町五反二畝）、登米町大字日根牛字上羽沢一五九ノ二（但し、台帳四〇町六反八畝二五歩の内実測二四町四反二畝）、黒川郡大松沢村大字狸沢三七（但し、台帳一九町の内見込一二町）、落合村大字松坂字入ノ口沢一一（但し、台帳二〇町の内見込一〇町）、富谷村大字明石字上折元八八ノ一、宮床村大字宮床字笹倉五二、六四から六七まで、九八、吉田村大字吉田字上嘉太神南一五（但し、台帳九六町一反二畝の内見込三町五反）、字欠入西一五一（但し、台帳一三町の内実測二町五反）、大衡村大字大瓜字牛野四から七まで、字向牛野一ノ一、鶴巣村大字太田字畿之沢七二、七六から八二まで、大字山田字簑竹沢九、一四、二三ノ一、二三ノ二、二四、四七（但し、台帳三町四反九畝二二歩の内見込一町三反二畝二二歩）、大字小鶴沢字富田六七、六七ノ一から六七ノ二一まで、六九、七二、七三ノ一、七三ノ三、七三ノ四、八四、四四ノ一、四四ノ五、一一〇ノ一、宮城郡広瀬村大字作並字中山三〇、三二ノ一、二九ノ一、二九ノ二（但し、見込四反の内見込二反）、七北田村大字上谷刈字赤坂四、利府村大字孝子松下六から九まで、七一、字訳訪山一四から一七まで、七、三九から四二まで、四七、字栗木沢一一、二二ノ一、二三、一四、二三から二六まで、二八から三三まで、字力石西二、三、鳴子町字新屋敷九九、本吉郡小泉村字泉沢三〇ノ一の内（但し、台帳八〇町の内実測六町六反一畝二〇歩）、歌津村字拂川一〇二（但し、台帳一〇町六畝一二歩の内実測一三町三反三畝）、柳津町大字柳津字大土九九（但し、台帳四一町の内実測一〇町二反三畝一〇歩）、津谷町大字津谷字上川内二三六ノ一（但し、台帳四二六町三反九畝の内実測八町五畝）、登米郡米谷町字朝田貫六二ノ一（但し、台帳一九八町六反三畝二〇歩の内見込一八五町五反二畝）、登米町大字日根牛字上羽沢一五九ノ二（但し、台帳四〇町六反八畝二五歩の内実測二四町四反二畝）、黒川郡大松沢村大字狸沢三七（但し、台帳一九町の内見込一二町）、落合村大字松坂字入ノ口沢一一（但し、台帳二〇町の内見込一〇町）、富谷村大字明石字上折元八八ノ一、宮床村大字宮床字笹倉五二、六四から六七まで、九八、吉田村大字吉田字上嘉太神南一五（但し、台帳九六町一反二畝の内見込三町五反）、字欠入西一五一（但し、台帳一三町の内実測二町五反）、大衡村大字大瓜字牛野四から七まで、字向牛野一ノ一、鶴巣村大字太田字畿之沢七二、七六から八二まで、大字山田字簑竹沢九、一四、二三ノ一、二三ノ二、二四、四七（但し、台帳三町四反九畝二二歩の内見込一町三反二畝二二歩）、大字小鶴沢字富田六七、六七ノ一から六七ノ二一まで、六九、七二、七三ノ一、七三ノ三、七三ノ四、八四、四四ノ一、四四ノ五、一一〇ノ一、宮城郡広瀬村大字作並字中山三〇、三二ノ一、二九ノ一、二九ノ二（但し、見込四反の内見込二反）、七北田村大字上谷刈字赤坂四、利府村大字孝子松下六から九まで、七九、八二、八三、六四、七一、字訳訪山一四から一七まで、七、三九から四二まで、四七、字栗木沢一一、二二ノ一、二三、一四、二三から二六まで、二八から三三まで、字力石西二、三、鳴子町字新屋敷九九、本吉郡小泉村字泉沢三〇ノ一の内（但し、台帳八〇町の内実測六町六反一畝二〇歩）、歌津村字拂川一〇二（但し、台帳一〇町六畝一二歩の内実測一三町三反三畝）、柳津町大字柳津字大土九九（但し、台帳四一町の内実測一〇町二反三畝一〇歩）、津谷町大字津谷字上川内二三六ノ一（但し、台帳四二六町三反九畝の内実測八町五畝）、登米郡米谷町字朝田貫六二ノ一（但し、台帳一九八町六反三畝二〇歩の内見込一八五町五反二畝）、登米町大字日根牛字上羽沢一五九ノ二（但し、台帳四〇町六反八畝二五歩の内実測二四町四反二畝）、黒川郡大松沢村大字狸沢三七（但し、台帳一九町の内見込一二町）、落合村大字松坂字入ノ口沢一一（但し、台帳二〇町の内見込一〇町）、富谷村大字明石字上折元八八ノ一、宮床村大字宮床字笹倉五二、六四から六七まで、九八、吉田村大字吉田字上嘉太神南一五（但し、台帳九六町一反二畝の内見込三町五反）、字欠入西一五一（但し、台帳一三町の内実測二町五反）、大衡村大字大瓜字牛野四から七まで、字向牛野一ノ一、鶴巣村大字太田字畿之沢七二、七六から八二まで、大字山田字簑竹沢九、一四、二三ノ一、二三ノ二、二四、四七（但し、台帳三町四反九畝二二歩の内見込一町三反二畝二二歩）、大字小鶴沢字富田六七、六七ノ一から六七ノ二一まで、六九、七二、七三ノ一、七三ノ三、七三ノ四、八四、四四ノ一、四四ノ五、一一〇ノ一、宮城郡広瀬村大字作並字中山三〇、三二ノ一、二九ノ一、二九ノ二（但し、見込四反の内見込二反）、七北田村大字上谷刈字赤坂四、利府村大字孝子松下六から九まで、六九

で、大沢村大字大倉字北谷地二三、二四、二、三、四、二一ノ一、一八、二六ノ一、二六ノ二、一二ノ一、二〇ノ一、七、字日向大倉山六七、字長沼三〇、名取郡秋保村大字長袋字黒森四三（但し、台帳二八町四反の内実測一〇町）、大字湯元字大日向四（但し、台帳九町の内実測五町）、大字境野字辺田山三一（但し、見込六町の内実測五町）、大字長袋字二ノ輪山七四（但し、見込七〇町の内見二〇町）、生出村大字茂庭字佐保山北一（但し、台帳一〇町の内見込二町）、字生出森東三七ノ一、四〇、四〇ノ一、柴田郡川崎町大字本砂金字上ノ原一ノ一から一ノ四まで、字西森山一、字梨窪山二ノ一、二ノ二、字東上ノ原一ノ一、一ノ二、字藤巻沢一、字大平田山一、字館ノ倉一、字大柴山一、字寺入一、二、三ノ一、三ノ二、四、五、字西上ノ原一、字西上ノ原山一、字関ノ沢山二、字入関ノ沢一、字所夫山二、字梨窪山一、大字前川字松葉森山一ノ一（但し、見込一〇三町七反七畝の内見込五一町八反三畝）、槻木町大字鮎迫字土合四三ノ二、四四ノ一、七七、字寺後五一、五二、五四ノ二、七四、七六、七一、八四、八六、八八、九七、九八、一〇四ノ一、一〇四ノ二、九四、九五、九三ノ二、九三ノ一、九三ノ四、九三ノ三、九六、六五、八一、七二、八九、字鹿野一八ノ一、一八ノ二、一八ノ三、二〇ノ二、二〇ノ三、二〇ノ四、二一、二三ノ一、二三ノ二、二四、二五ノ一、二五ノ二、二六、三四、二七、三三、三三ノ一、三三ノ二、三一、二、四、五、六一、六二ノ一、六二ノ二、六八、六九、九一、七、八、一九、二〇ノ一、二〇ノ五、二八、二九、三〇、三六、七一から八一まで、七〇、三九、四〇、五九、三七、三五、三八、字上野二、三、刈田郡七ヶ宿村大字関字稗の作七（但し、台帳一三町二反六畝二〇歩の内実測一〇町）、字東谷地山一〇（但し、見込八一町二反七畝五歩の内実測二〇町）、大字渡瀬字矢立平四ノ一（但し、台帳五六町七反二畝一六歩の内実測一〇町）、小原村字馬頭山一ノ一（但し、台帳一〇九町四反二畝一〇歩の内実測六町五反）字七星沢一〇ノ一（但し、台帳四町九反七畝一七歩の内実測三町）、字深萱一二ノ一（但し、台帳九町四反五歩の内実測八町）、字大増場一六八ノ二（但し、台帳三一町七反三畝一〇歩の内見込五町）、字雨塚山一ノ一（但し、台帳一二七町八反五畝八歩の内実測一〇町）、字彌太郎山六（但し、台帳二〇町八反三畝一〇歩の内実測九町二反）、字七里沢二〇ノ一、字大久保一八ノ一（但し、台帳二〇町の内見込五五町）、羅岡村大字長袋字石淵一五（但し、見込二二町の内見込二〇町）、大字八宮字樋ノ塚一（但し、台帳見込七〇町の内見込三〇町）、字大岩一二ノ一（但し、見込五〇町の内見込二五町）、大字深谷字五郎代一（但し台帳九六町の内見込五〇町）字高萩一、宮村字八山六（但し、見込一五町の内実測一二町一反）、字清水原一ノ一（但し、台帳七八町一反九畝五歩の内実測三町七反）、字北山三七（但し、台帳一三町五反）、字北山三七（但し、台帳一三町五反の内実測七町）、字横柴山一（但し、見込二四町五反の内実測九町）、伊具郡丸森町字松四、字敷文西一〇（但し、台帳三町五反の内実測一町四反）、字山田上三、字天炉二二（但し、台帳三町一畝四歩の内実測六反四畝）、字小塚一三（但し、台帳一〇二町六反二畝二歩の内実測二〇町）、一四、字除北四四、字二、字蕨平八二ノ一、字野上二五、二六、篠南村字木落一、字東山三七から四一まで、字下南五二、字松ケ坊一五、字西平場七、八、字笠島字山梨三一ノ九二、西根村大字小坂字滝沢一、四〇ノ一、四三ノ一、五一ノ一、五一ノ二、五一ノ三、四三、七七、八〇から八六まで、八八、八九、九九、一〇二から一〇四まで、一〇七、一一六、一三五ノ一、館矢間村大字山田字牛田六九、大張村大字川張字明僧八〇、八一ノ一から八一ノ三まで、八一ノ五、八二ノ二、八二ノ三、八二ノ五、字二又六四ノ一、大字大蔵字小倉一四ノ一、一八、二四、二五ノ五、一七ノ一、一ノ二、四ノ二、六から一八まで、一九ノ一、一一ノ一、一一ノ二、字池ノ入一から七まで、三〇ノ一、一一四ノ二、字池ノ入一から七まで、五七ノ一、六〇、六一ノ一、耕野村字大高丸四番三、四ノ二、字大高丸五番一ノ一、字大高丸九番一七ノ一、字茗荷二番一三二ノ一、三三ノ一、一三二ノ二、字枝野村大字島田字池田囲三〇ノ一（但し、台帳二七町の内見込二一町）、藤尾村大字藤田、字峠一六四ノ二、大内村大字大内字込八町）、字百枚田一（但し、台帳一七六ノ一、一六四ノ二、黒佐野一〇六ノ一（但し、台帳一七六町七反一畝の内見込一三町）、一〇六ノ三、大字伊手字明光沢九七、一〇三、字山神一一一ノ一、字喜葉南二一二ノ一

以上水源かん養のため必要と認めるもの。

栗原郡島矢崎村大字島谷字島沢新田二ノ二〇、加美郡色麻村大字壬城寺字横前一ノ七、字欠入一ノ三、玉造郡川渡村大字名生定字不動山一〇から一四まで、二〇ノ一、二〇ノ二、二一ノ一、二三ノ一、二四、字赤這二五から二八まで、二九ノ一、二九ノ二、三〇、三一、字南山八一ノ一（但し、台帳一六〇町の内実測一三〇町二反八畝）、九二（但し、台帳九〇町の内実測三〇町六反六畝一七歩）、字前山一、二ノ二、三、五ノ二、六ノ二、字沢目木二八、二九ノ二、大字大口字赤這九九、一七四、一七五、一七七、一七九、一九三から一九八まで、二〇六ノ一から二〇六ノ六まで、二〇六ノ八、一九四ノ一、二〇七、二三四ノ一、二二四ノ二、二二五、二三八、二二九ノ三、二三二ノ二、二三三から二三六まで、二四〇ノ一、二四一から二四三まで、二五二から二五八まで、二五四ノ一、二五九ノ三、二六〇、二六一、二四七ノ一、大字名生定字南山五〇ノ一、五一、五二、五四から五七まで、六〇、六三、六五ノ一、六六、七〇、三六、三七、四三、六四ノ一、四六ノ二、四八、四九、七四、七七、七八、七九、鳴子町字尿前二三ノ一、登米郡錦織村大字嶮峨立字高城山、字百枚田一（但し、台帳二七町の内見込一一町）、藤尾村大字藤田、字峠一六四ノ二、大内村大字大内字込八町）、字百枚田一（但し、台帳一七六ノ一、一六四ノ二、黒佐野一〇六ノ一（但し、台帳一七六町七反一畝の内見込一三町）、一〇六ノ三、大字伊手字明光沢九七、一〇三、字山神一一一ノ一、字喜葉南二一二ノ一

以上水源かん養のため必要と認めるもの。

栗原郡島矢崎村大字島谷字島沢新田二ノ二〇、加美郡色麻村大字壬城寺字横前一ノ七、字欠入一ノ三、玉造郡川渡村大字名生定字不動山一〇から一四まで、二〇ノ一、二〇ノ二、二一ノ一、二三ノ一、二四、字赤這二五から二八まで、二九ノ一、二九ノ二、三〇、三一、字南山八一ノ一（但し、台帳一六〇町の内実測一三〇町二反八畝）、九二（但し、台帳九〇町の内実測三〇町六反六畝一七歩）、字前山一、二ノ二、三、五ノ二、六ノ二、字沢目木二八、二九ノ二、大字大口字赤這九九、一七四、一七五、一七七、一七九、一九三から一九八

昭26.12.14.　第7481号

◉運輸省告示第三百十六号

運輸審議会において次のとおり決定があつたから、運輸審議会一般規則（昭和二十四年運輸省令第七十五号）第十條の規定によつて、これを告示する。

昭和二十六年十二月十四日

運輸大臣　山崎　猛

旭川電気軌道株式会社ほか十八社の旅客運賃改訂について

標記について運輸審議会に諮問中のところ、次のとおり答申があつた。

第百六十四号

昭和二十六年十一月九日

運輸審議会会長　木村　隆規

運輸大臣　山崎　猛殿

答申書

旭川電気軌道株式会社旅客運賃改訂について

十一月二日付鉄監第一四一二号をもつて諮問の旭川電気軌道株式会社申請旅客運賃改訂については、審議の結果次のとおり答申する。

主文

旭川電気軌道株式会社の現行旅客運賃一キロメートル当り三円四十銭を四円に改訂して企業の健全化をはかろうとするもので、本件は認可することが適当と認める。

第百六十四号の二

昭和二十六年十一月九日

運輸審議会会長　木村　隆規

運輸大臣　山崎　猛殿

答申書

北惠那鉄道株式会社旅客運賃改訂について

十一月二日付鉄監第一四一二号をもつて諮問の北惠那鉄道株式会社申請旅客運賃改訂については、審議の結果次のとおり答申する。

主文

北惠那鉄道株式会社の現行旅客運賃一キロメートル当り二円十銭を二円五十銭に改訂することは妥当と認められるから、本件は認可することが適当である。

理由

北惠那鉄道株式会社は、昨年五月他の鉄、軌道とともに旅客運賃の改訂を認められたが、その当時予想しえなかつた朝鮮事変の勃発に伴う鉄道用諸資材の急騰、動力費の値上り等幾多の理由により、いちじるしく営業費が膨脹し、そのため年間四百八十余万円の欠損を生ずる見込なので、現行旅客運賃一キロメートル当り二円十銭を二円五十銭に改訂して企業の健全化をはかろうとするもので、本件は認可することを適当と認める。

第百六十四号の三

昭和二十六年十一月九日

運輸審議会会長　木村　隆規

運輸大臣　山崎　猛殿

答申書

広島電鉄株式会社旅客運賃改訂について

十一月二日付鉄監第一四一二号をもつて諮問の広島電鉄株式会社申請旅客運賃改訂については、審議の結果次のとおり答申する。

主文

広島電鉄株式会社鉄道線の現行旅客運賃一キロメートル当り一円四十五銭を一円九十銭に、軌道線の現行均一制旅客運賃八円を十円に改訂することは妥当と認められるから、本件は認可することが適当である。

理由

広島電鉄株式会社は、昨年五月他の鉄、軌道とともに旅客運賃の改訂を認められたが、その当時予想しえなかつた朝鮮事変の勃発に伴う鉄道用諸資材の急騰、動力費の値上り等幾多の理由により著しく営業費が膨脹し、そのため年間一〇一、二三五千円の欠損を生ずる見込なので、鉄道線の現行旅客運賃一キロメートル当り一円四十五銭を一円九十銭に、軌道線の現行旅客運賃八円均一を十円均一に改訂して企業の健全化をはかろうとするもので、本件は認可することが適当と認める。

第百六十四号の四

昭和二十六年十一月九日

運輸審議会会長　木村　隆規

運輸大臣　山崎　猛殿

答申書

山陰中央鉄道株式会社旅客運賃改訂について

十一月二日付鉄監第一四一二号をもつて諮問の山陰中央鉄道株式会社申請旅客運賃改訂については、審議の結果次のとおり答申する。

主文

山陰中央鉄道株式会社の現行旅客運賃一キロメートル当り二円二十銭を三円二十銭に改訂することは、妥当と認められるから本件は認可することが適当である。

理由

山陰中央鉄道株式会社は、昨年五月他の鉄、軌道とともに旅客運賃の改訂を認められたが、その当時予想しえなかつた朝鮮事変の勃発に伴う鉄道用諸資材の急騰、動力費の値上り等幾多の理由により著しく営業費が膨脹し、そのため年間四百五十余万円の欠損を生ずる見込なので、現行旅客運賃一キロメートル当り二円二十銭を三円十銭に改訂して企業の健全化をはかろうとするもので、本件は認可することが適当と認める。

第百六十五号

昭和二十六年十一月九日

運輸審議会会長　木村　隆規

運輸大臣　山崎　猛殿

答申書

島根鉄道株式会社旅客運賃改訂について

十一月二日付鉄監第一四一二号をもつて諮問の島根鉄道株式会社申請旅客運賃改訂については、審議の結果次のとおり答申する。

主文

島根鉄道株式会社の現行旅客運賃一キロメートル当り二円二十銭を三円十銭に改訂することは、妥当と認められるから、本件は認可することが適当である。

理由

島根鉄道株式会社は、昨年五月、他の鉄、軌道とともに旅客運賃の改訂を認められたが、その当時予想しえなかつた朝鮮事変の勃発に伴う鉄道用諸資材の急騰、動力費の値上り等幾多の理由により著しく営業費の膨脹をきたし、そのため年間二百七十余万円の欠損をまぬかれない見込なので、現行旅客運賃一キロメートル当り二円二十銭を三円十銭に改訂して企業の健全化をはかろうとするもので本件は認可することを適当と認める。

第百六十七号

昭和二十六年十一月十六日

運輸審議会会長　木村　隆規

運輸大臣　山崎　猛殿

答申書

箱根登山鉄道株式会社旅客運賃改訂について

十一月八日付鉄監第一四三三号をもつて諮問の箱根登山鉄道株式会社申請旅客運賃改訂については、審議の結果次のとおり答申する。

主文

箱根登山鉄道株式会社鉄道線中小田原、箱根湯本間の現行旅客運賃一キロメートル当り一円四十五銭を二円二十銭に、箱根湯本、強羅間の現行旅客運賃一キロメートル当り三円十銭を三円九十銭に、また軌道線（小田原市内線）の現行旅客運賃五円均一を八円均一にそれぞれ改訂することは妥当と認められるから、本件は認可することが適当である。

理由

箱根登山鉄道株式会社は、昨年五月他の鉄、軌道とともに旅客運賃の改訂を認められたが、その当時予想しえなかつた各種の理由により著しく営業費の膨脹をきたし、そのため年間三千四百五十余万円の欠損をまぬかれない実情にあるので、鉄道線中小田原、箱根湯本間の現行旅客運賃一キロメートル当り一円四十五銭を二円二十銭に、箱根湯本、強羅間の現行旅客運賃一キロメートル当り三円十銭を三円九十銭に、また軌道線（小田原市内線）の現行均一制旅客運賃五円を八円に、それぞれ改訂して企業の健全化をはかろうとするもので、本件は認可することを適当と認める。

第百六十八号

昭和二十六年十一月十六日

運輸審議会会長　木村　隆規

運輸大臣　山崎　猛殿

答申書

江ノ島鎌倉観光株式会社旅客運賃改訂について

十一月八日付鉄監第一四三三号をもつて諮問の江ノ島鎌倉観光株式会社旅客運賃改訂については、審議の結果次のとおり答申する。

主文

江ノ島鎌倉観光株式会社の現行旅客運賃一区七円を十円に、二区十三円を二十円に、三区二十円を二十五円に改訂することは、妥当と認められるから、本件は認可することが適当である。

理由

江ノ島鎌倉観光株式会社は、昨年五月他の鉄、軌道とともに旅客運賃の改訂を認められたが、その当時予想しえなかつた朝鮮事変の勃発に伴う鉄道用諸資材の急騰、動力費の値上り等幾多の理由により、著しく営業費が膨脹し、そのため年間千八百三十余万円の欠損を生ずる見込なので、現行旅客運賃一区七円を十円に、二区十三円を二十円に、三区二十円を二十五円に改訂して企業の健全化をはかろうとするもので、本件は認可することを適当と認める。

第百六十九号

昭和二十六年十一月十六日

運輸審議会会長　木村　隆規

運輸大臣　山崎　猛殿

答申書

松本電気鉄道株式会社旅客運賃改訂について

十一月八日付鉄監第一四三三号をもつて諮問の松本電気鉄道株式会社申請旅客運賃改訂については、審議の結果次のとおり答申する。

主文

松本電気鉄道株式会社鉄道線の現行旅客運賃一キロメートル当り一円五十銭を二円二十銭に、軌道線の現行旅客運賃一区五円、二区十円を均一運賃十円に改訂することは、妥当と認められるから、本件は認可することが適当である。

理由

松本電気鉄道株式会社は、昨年五月他の鉄、軌道とともに旅客運賃を改訂せられ、その後軌道線運賃の一部修正を認められたが、最近営業費が著しく膨脹し、そのため年間千四百二十余万円の欠損をまぬかれない実情にあるので、鉄道線の現行旅客運賃一キロメートル当り一円五十銭を二円二十銭に、軌道線の現行旅客運賃一区五円、二区十円を均一運賃十円の区間制運賃を全線十円の均一制運賃に改訂して企業の健全化をはかろうとするもので、本件は認可することを適当と認める。

第百七十号

昭和二十六年十一月十六日

運輸審議会会長　木村　隆規

運輸大臣　山崎　猛殿

答申書

新潟交通株式会社旅客運賃改訂について

十一月八日付鉄監第一四三三号をもつて諮問の新潟交通株式会社申請旅客運賃改訂については、審議の結果次のとおり答申する。

主文

新潟交通株式会社の現行旅客運賃一キロメートル当り一円五十銭を二円十銭に改訂することは、妥当と認められるから本件は認可することが適当である。

理由

新潟交通株式会社は、昨年五月、他の鉄、軌道とともに旅客運賃を改訂され、その後一キロメートル当り一円四十五銭を一円五十銭に旅客運賃の引上げを認められたが、最近における営業費の膨脹により年間二千六百八十余万円の欠損をまぬかれない実情にあるので、現行旅客運賃一キロメートル当り一円五十銭を二円十銭に改訂して企業の健全化をはかろうとするもので、本件は認可することを適当と認める。

第百七十一号

昭和二十六年十一月十六日

運輸審議会会長　木村　隆規

運輸大臣　山崎　猛殿

答申書

上毛電気鉄道株式会社旅客運賃改訂について

十一月八日付鉄監第一四三三号をもつて諮問の上毛電気鉄道株式会社申請旅客運賃改訂については、審議の結果次のとおり答申する。

主文

上毛電気鉄道株式会社の現行旅客運賃一キロメートル当り一円四十五銭を一円九十五銭に改訂することは、妥当と認められるから、本件は認可することが適当である。

理由

上毛電気鉄道株式会社は、昨年五月他の鉄、軌道とともに旅客運賃の改訂を認められたが、その当時予想しえなかつた諸種の理由により、著しく営業費の膨脹をきたし、そのため年間二千四百九十余万円の欠損をまぬかれない実情にあるので、企業の健全化をはかるため現行旅客運賃一キロメートル当り一円四十五銭を一円九十五銭に改訂しようとするもので、本件は認可することを適当と認める。

第百七十二号

昭和二十六年十一月十六日

運輸審議会会長　木村　隆規

運輸大臣　山崎　猛殿

答申書

秩父鉄道株式会社旅客運賃改訂について

十一月八日付鉄監第一四三三号をもつて諮問の秩父鉄道株式会社申請旅客運賃改訂については、審議の結果次のとおり答申する。

主文

秩父鉄道株式会社の現行旅客運賃一キロメートル当り一円四十五銭を一円九十五銭に改訂することは、妥当と認められるから、本件は認可することが適当である。

理由

秩父鉄道株式会社は、昨年五月他の鉄、軌道とともに旅客運賃の改訂を認められたが、その当時予想しえなかつた諸種の理由により、著しく営業費の膨脹をきたし、そのため年間約八千万円の欠損をまぬかれない見込なので、現行旅客運賃一キロメートル当り一円四十五銭を一円九十五銭に改訂して企業の健全化をはかろうとするもので、本件は認可することを適当と認める。

第百七十三号

昭和二十六年十一月十六日

運輸審議会会長　木村　隆規

運輸大臣　山崎　猛殿

答申書

大分交通株式会社（別大線）旅客運賃改訂について

十一月八日付鉄監第一四三三号をもつて諮問の大分交通株式会社申請別大線旅客運賃改訂については、審議の結果次のとおり答申する。

主文

大分交通株式会社（別大線）の現行区間制旅客運賃一区五円（全線五区、二十八円）を一区十円、二区以上は一区を増すことに五円を加算することに改訂することは、妥当と認められるから、本件は認可することが適当である。

理由

大分交通株式会社（別大線）は、昨年五月他の鉄、軌道とともに旅客運賃の改訂を認められたが、その当時予想しえなかつた諸種の理由により著しく営業費の膨脹をきたし、そのため年間二千百七十余万円の欠損をまぬかれない実情にあるので、現行区間制旅客運賃一区五円（全線五区、二十八円）を一区十円、二区以上は一区につき五円を加算することに改訂して企業の健全化をはかろうとするもので、本件は認可することを適当と認める。

第百七十四号

昭和二十六年十一月十六日

運輸審議会会長　木村　隆規

運輸大臣　山崎　猛殿

答申書

福島電気鉄道株式会社旅客運賃改訂について

十一月八日付鉄監第一四三三号をもつて諮問の福島電気鉄道株式会社申請旅客運賃改訂については、審議の結果次のとおり答申する。

主文

福島電気鉄道株式会社の現行区間制旅客運賃一区五円（全線六区、累加制）を一区十円、二区以上は一区を増すことに五円を加算することに改訂することは、妥当と認められるから、本件は認可することが適当である。

理由

福島電気鉄道株式会社は、昨年五月他の鉄、軌道とともに旅客運賃の改訂を認められたが、その当時予想しえなかつた各種の理由により、著しく営業費の膨脹をきたし、年間二千七百五十余万円の欠損をまぬかれない実情にあるので、現行区間制旅客運賃一区五円（全線六区、累加制）を一区十円、二区以上は一区につき五円を加算することに改訂して企業の健全化をはかろうとするもので、本件は認可することを適当と認める。

昭26.12.14.　第7481号

第百七十五号
昭和二十六年十一月十六日
運輸審議会会長　木村　隆規
運輸大臣　山崎　猛殿
答　申　書
上信電気鉄道株式会社旅客運賃改訂について
十一月八日付鉄監第一四三三号をもつて諮問の上信電気鉄道株式会社申請旅客運賃改訂については、審議の結果次のとおり答申する。
主　文
上信電気鉄道株式会社の現行旅客運賃一キロメートル当り一円四十五銭を一円九十五銭に改訂することは、妥当と認められるから本件は認可することが適当である。
理　由
上信電気鉄道株式会社は、昨年五月他の鉄、軌道とともに旅客運賃の改訂を認められたが、その当時予想しえなかつた諸種の理由により著しく営業費の膨脹をきたし、そのため年間二千三百七十余万円の欠損をまぬかれない実情にあるので、現行旅客運賃一キロメートル当り一円四十五銭を一円九十五銭に改訂して企業の健全化をはかろうとするもので、本件は認可することを適当と認める。

第百七十六号
昭和二十六年十一月十六日
運輸審議会会長　木村　隆規
運輸大臣　山崎　猛殿
答　申　書
静岡鉄道株式会社旅客運賃改訂について
十一月八日付鉄監第一四三三号をもつて諮問の静岡鉄道株式会社申請旅客運賃改訂については、審議の結果次のとおり答申する。
主　文
静岡鉄道株式会社静岡本線及び秋葉線中、静岡市内軌道線及び清水市内軌道線を除き、現行対キロ制基本賃率一キロメートル当り一円四十五銭を二円に改め、両市内軌道線は現在対キロ制旅客運賃制度を採用しているが、この際輸送の実情に即し、各八円均一に改訂する。
なお駿遠線については現行旅客運賃一キロメートル当り二円を二円五十銭にそれぞれ改訂することは、妥当と認められるから本件は認可することが適当である。
理　由
静岡鉄道株式会社は、昨年五月他の鉄、軌道とともに旅客運賃の改訂を認められたが、その当時予想しえなかつた各種の理由により著しく営業費の膨脹をきたし、そのため年間四千六百九十余万円の欠損をまぬかれない見込なので、現行旅客運賃を主文のとおり改訂して企業の健全化をはかろうとするもので、本件は認可することを適当と認める。

第百七十七号
昭和二十六年十一月十六日
運輸審議会会長　木村　隆規
運輸大臣　山崎　猛殿
答　申　書
富山地方鉄道株式会社旅客運賃改訂について
十一月八日付鉄監第一四三三号をもつて諮問の富山地方鉄道株式会社申請旅客運賃改訂については、審議の結果次のとおり答申する。
主　文
富山地方鉄道株式会社の現行対キロ制旅客運賃一キロメートル当り一円六十五銭を二円二十銭に改訂し、現行区間制旅客運賃一区五円をその適用区間に新設、新富山間を追加し、かつ区間を調整して一区運賃を十円に改め、また富山市内線の現行均一制旅客運賃五円を八円に改訂することは妥当と認められるから、本件は認可することが適当である。
理　由
富山地方鉄道株式会社は、昨年五月他の鉄、軌道とともに旅客運賃の改訂を認められたが、その当時予想しえなかつた諸種の理由により、著しく営業費の膨脹をきたし、そのため年間一億八百五十余万円の欠損をまぬかれない実情にあるので、現行旅客運賃を主文のとおり改訂して企業の健全化をはかろうとするもので、本件は認可することを適当と認める。

第百七十八号
昭和二十六年十一月十六日
運輸審議会会長　木村　隆規
運輸大臣　山崎　猛殿
答　申　書
山梨交通株式会社旅客運賃改訂について
十一月八日付鉄監第一四三三号をもつて諮問の山梨交通株式会社申請旅客運賃改訂については、審議の結果次のとおり答申する。
主　文
山梨交通株式会社の現行旅客運賃一区六円を八円に改訂することは妥当と認められるから、本件は認可することが適当である。
理　由
山梨交通株式会社は、昨年五月他の鉄、軌道とともに旅客運賃の改訂を認められたが、その当時予想しえなかつた諸種の理由により著しく営業費の膨脹をきたし、そのため年間千四百十余万円の欠損をまぬかれない実情にあるので、現行区間制旅客運賃一区六円を八円に改訂して企業の健全化をはかろうとするもので、本件は認可することを適当と認める。

第百七十九号
昭和二十六年十一月十六日
運輸審議会会長　木村　隆規
運輸大臣　山崎　猛殿
答　申　書
長野電鉄株式会社旅客運賃改訂について
十一月八日付鉄監第一四三三号をもつて諮問の長野電鉄株式会社申請旅客運賃改訂については、審議の結果次のとおり答申する。
主　文
長野電鉄株式会社の現行旅客運賃一キロメートル当り一円四十五銭を二円に改訂することは、妥当と認められるから本件は認可することが適当である。
理　由
長野電鉄株式会社は、昨年五月他の鉄、軌道とともに旅客運賃の改訂を認められたが、その当時予想しえなかつた諸種の理由により著しく営業費の膨脹をきたし、そのため年間七千百六十余万円の欠損をまぬかれない実情にあるので、現行旅客運賃一キロメートル当り一円四十五銭を二円に改訂して企業の健全化をはかろうとするもので、本件は認可することを適当と認める。

第百八十号
昭和二十六年十一月十六日
運輸審議会会長　木村　隆規
運輸大臣　山崎　猛殿
答　申　書
遠州鉄道株式会社旅客運賃改訂について
十一月八日付鉄監第一四三三号をもつて諮問の遠州鉄道株式会社申請旅客運賃改訂については、審議の結果次のとおり答申する。
主　文
遠州鉄道株式会社二俣線の現行旅客運賃一キロメートル当り一円四十五銭、奥山線の現行旅客運賃一キロメートル当り二円をそれぞれ二円二十銭に改訂することは、妥当と認められるから、本件は認可することが適当である。
理　由
遠州鉄道株式会社は、昨年五月他の鉄、軌道とともに旅客運賃の改訂を認められたが、その当時予想しえなかつた諸種の理由により著しく営業費の膨脹をきたし、そのため年間三千八百八十余万円の欠損をまぬかれない実情にある。この鉄道は昭和二十二年五月、浜松鉄道株式会社と遠州電気鉄道株式会社が合併した関係上、賃率をことにしていたのであるがこの際旅客運賃一キロメートル当り二円二十銭に改訂統一して企業の健全化をはかろうとするもので、本件は認可することを適当と認める。

◎郵政省告示第四百九十三号
郵政省設置法（昭和二十三年法律第二百四十四号）第十三條第四項の規定に基き、昭和二十六年十一月十六日から次の郵便局分室を移転した。
昭和二十六年十二月十四日
郵政大臣　佐藤　栄作

名称	現在位置	移転位置
札幌郵便局郵政局内分室	札幌市南六條西十五丁目	札幌市南七條西十五丁目

◎郵政省告示第四百九十四号
郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）第三十三條の規定に基き、昭和二十六年十二月十五日から、次の様格及び様式の十円往復葉書を発行する。
昭和二十六年十二月十四日
郵政大臣　佐藤　栄作

様式

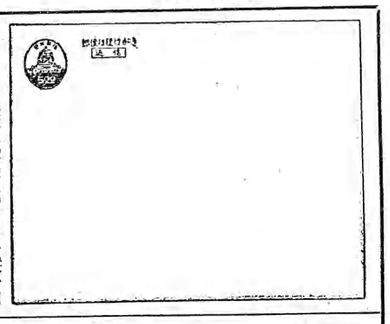

大きさ　往信部、返信部とも各縦一四〇ミリ、横九〇ミリ
紙　色　白色
印　面　意匠（刷色）国会議事堂　黄味橙色

◎電気通信省告示第二百五十七号
昭和二十六年十二月一日から、次の郵便局に電話交換業務を開始した。
昭和二十六年十二月十四日
電気通信大臣　佐藤　栄作

名称	位置
北蘇郵便局	愛媛県北宇和郡北灘村

◎電気通信省告示第二百五十八号
次の郵便局に下記の日から、電話通話事務を開始した。
昭和二十六年十二月十四日
電気通信大臣　佐藤　栄作

名称	位置	実施年月日
沖田郵便局	岡山県上道郡神田村	昭和二十六年十二月一日
宮村郵便局	宮崎県北諸県郡三股町	同十二月三日

◎宮城県告示（保指）第一号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）の規定に依り次を保安林に指定する。
昭和二十六年十二月十四日
宮城県知事　佐々木家壽治
一、潮害防備のため知事が必要と認めたもの
宮城県名取郡玉浦村大字寺島字北新田一三七、一三八、同県桃生郡野蒜村大字野蒜字下沼二二三ノ一、同上字南赤崎九四、九五
一、風害防備のため知事が必要と認めたもの
宮城県玉造郡一栗村大字池月字松程一一六、一一五、九三、九八、五〇、同郡川渡村大字名生定字水沼二〇五、二二六、一九九、一六、一三、二一六、二二〇、二二二ノ八、二一九ノ一、二二二ノ一、二四、一四三、一五四、一六二、一二六、一七〇、一一七、一二三、一八〇、一五五、七三、三〇、二〇〇、同上字沢目木七一、四一ノ一、同上字畑山六九、五九、同県栗原郡花山村大字草木沢字上原一一〇ノ一、九八、八七、九四、四〇ノ一、四一、三五、三五ノ一、四七、四八
一、風害防備のため宮城県名取郡下増田村長の申請に係るもの
宮城県名取郡下増田村大字下増田字南原六二三、六二四、六二五、六二六、六二七、六二八、六二九、六三〇、六三一、六三二、六三三、六三四、六三五、六三六、六三七、六三八、六三九、六四〇、六四一、六四二、六四三、六四四、六四五、六四六、六四七、六四八、同上字南原六四九、同上字北原東七四、一三三、一五八、一九五、二一六、二六八、二八九、三三四、三四五、三六〇、三九二、四〇二、四三七、四四六、五一〇
一、落石の危険防止のため宮城県名取郡生田村八幡神社の申請に係るもの
宮城県名取郡生田村大字茂庭字生田森五〇、一八ノ二（但し、見込一町七反歩の内見込一町歩）、四ノ二、三ノ二、一ノ二（但し、見込二町八反歩の内見込一町三反歩）、一ノ一（但し、見込三町歩の内見込七反歩）
一、風致保存のため知事が必要と認めたもの
宮城県志田郡松山村大字千石字高寺森六ノ一

◎宮城県告示（保解）第一号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）の規定により次の保安林を解除する。
昭和二十六年十二月十四日
宮城県知事　佐々木家壽治
一、魚つき林に指定されたものであるが、燈台建設のため牡鹿郡渡波町長の申請に係るもの
牡鹿郡渡波町大字佐須字本網二ノ三
一、風致林に指定されたものであるが、指定の理由が消滅したため宮城郡七ヶ浜村農地委員会長の申請に係るもの
宮城郡七ヶ浜村大字花淵浜字堤谷二〇ノ二、字観音堂二一、大字吉田浜字神明二八ノ一、大字東宮浜字恕山二二
一、防風林に指定されたものであるが河川改修のため東北地方建設局長の申請に係るもの
志田郡鹿島台村字鎌巻二七二ノ三、二七三ノ三、二七五ノ三、二七七ノ一、二七八ノ一
一、防風林に指定されたものであるが、指定の理由が消滅したため志田郡鹿島台村木間塚字鎌巻殘野主外五名の申請に係るもの
志田郡鹿島台村字鎌巻一九九ノ二、二〇〇ノ二、二〇一ノ二、二六五ノ二、二六六ノ二、二六七ノ二、二六八ノ二、二〇二ノ二、二六四ノ二
◎宮城県告示（保解）第二号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）の規定により次の保安林を解除しない。
昭和二十六年十二月十四日
宮城県知事　佐々木家壽治
一、潮害防備林に指定されたもので桃生郡小野村大字浜市字樋場一ノ五（全面積のうち見込八反五畝三歩）
桃生郡小野村長の解除申請に係るものであるが指定の理由消滅しないため知事が必要と認めたもの
桃生郡小野村大字浜市字樋場一ノ五（全面積のうち見込八反五畝三歩）

◎宮城県告示（保解）第一号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）の規定により次の保安林を解除する。
昭和二十六年十二月十四日
宮城県知事　佐々木家壽治
一、魚つき林に指定されたものであるが燈台建設のため牡鹿郡渡波町長の申請に係るもの
牡鹿郡渡波町大字佐須字本網二ノ三
一、風致林に指定されたものであるが指定の理由が消滅したため宮城郡七ヶ浜村農地委員会長の申請に係るもの
宮城郡七ヶ浜村大字花淵浜字堤谷二〇ノ二、字観音堂二一、大字吉田浜字神明二八ノ一、大字東宮浜字恕山二二
一、防風林に指定されたものであるが河川改修のため東北地方建設局長の申請に係るもの
志田郡鹿島台村字鎌巻二七二ノ三、二七三ノ三、二七五ノ三、二七七ノ一、二七八ノ一
一、防風林に指定されたものであるが指定の理由が消滅したため志田郡鹿島台村木間塚字鎌巻殘野主外五名の申請に係るもの
志田郡鹿島台村字鎌巻一九九ノ二、二〇〇ノ二、二〇一ノ二、二六五ノ二、二六六ノ二、二六七ノ二、二六八ノ二、二〇二ノ二、二六四ノ二

正　誤
昭和二十六年十二月十三日運輸省告示「第二百十三号」は「第三百十三号」の誤り。
運輸省官報報告主任

国会事項

○衆　議　院

◎議員死去及弔詞　十二月六日神奈川県第二区選出衆議院議員白井佐吉が死去されたので、同十日本院は次の弔詞を贈つた。
衆議院ハ議員白井佐吉君ノ長逝ヲ哀悼シ恭シク弔詞ヲ呈ス
◎常任委員長辞任　十二月十二日議院において、次の常任委員長の辞任を許可した。
内閣委員長　木村　公平
人事委員長　田中伊三次
地方行政委員長　前尾繁三郎
法務委員長　安部　俊吾
外務委員長　守島　伍郎
大蔵委員長　夏堀源三郎
文部委員長　長野　長広
厚生委員長　松永　仏骨
農林委員長　千賀　康治
水産委員長　宮永格五郎
通商産業委員長　小金　義照
運輸委員長　前田　郁
郵政委員長　池田正之輔
電気通信委員長　関内　正一
労働委員長　倉石　忠雄
建設委員長　藥師神岩太郎
経済安定委員長　図司　安正
予算委員長　小坂善太郎
決算委員長　菅野　喜六
議院運営委員長　小沢佐重喜
懲罰委員長　土倉　宗明
図書館運営委員長　東井三代次
◎常任委員長補欠選任　十二月十二日議院において、次の通り常任委員長を補欠選任した。
内閣委員長　八木　一郎
人事委員長　田中不破三
地方行政委員長　金光　義邦
法務委員長　佐瀬　昌三
外務委員長　仲内　憲治
大蔵委員長　佐藤　重遠
文部委員長　竹尾　弌
厚生委員長　大石　武一
農林委員長　松浦　東介
水産委員長　川村善八郎
通商産業委員長　中村　純一
運輸委員長　岡村利右衛門
郵政委員長　尾関　義一
電気通信委員長　田中　重彌
労働委員長　島田　末信
建設委員長　松本　一郎
経済安定委員長　前田　正男
予算委員長　塚田十一郎
決算委員長　中垣　国男
議院運営委員長　石田　博英
懲罰委員長　真鍋　勝
図書館運営委員長　菊池　義郎
◎議案提出　十二月十二日議員から提出した議案は次の通りである。
平和憲法擁護、再軍備反対に関する決議案（成田知巳外七名提出）
労働政策民主化に関する決議案（赤松勇外七名提出）
◎議案送付　十二月十二日第十二回国会において本院で継続審査をした次の本院提出案を参議院に送付した。
企業合理化促進法案
◎議事日程　十二月十三日の議事日程は次の通り。
議事日程　第三号
昭和二十六年十二月十三日（木曜日）
午後一時開議
第一　公益事業委員会委員任命につき同意の件
○参　議　院
◎議案提出　十二月十二日衆議院から左の議案を提出した。
企業合理化促進法案（第十二回国会衆第七号）
◎議案付託　十二月十二日議長は、衆議院提出案を委員会に付託した。
企業合理化促進法案（第十二回国会衆第七号）　通商産業委員会に付託

◉報告書提出　十二月十一日委員長から左の報告書を提出した。
宮内庁法の一部を改正する法律案可決報告書

正誤

昭和二十六年十二月十二日国会事項欄衆議院の部政府委員承認の項二一三頁二段中「電気通信省施設局長　吉田五郎」は誤りにつき削除する。
衆議院官報報告主任

叙任及び辞令

○内閣

◉昭和二十六年十二月十二日

法務政務次官に任命する　龍野喜一郎
一級に叙する
外務政務次官に任命する　石原幸市郎
一級に叙する
大蔵政務次官に任命する　西村直己
一級に叙する
文部政務次官に任命する　今村忠助
一級に叙する
厚生政務次官に任命する　松野頼三
一級に叙する
農林政務次官に任命する　野原正勝
一級に叙する
通商産業政務次官に任命する　本間俊一
一級に叙する
運輸政務次官に任命する　佐々木秀世
一級に叙する
郵政政務次官に任命する　寺本齊
一級に叙する
電気通信政務次官に任命する　平井太郎
一級に叙する
労働政務次官に任命する　滝口三郎
一級に叙する
建設政務次官に任命する　塚原俊郎
一級に叙する
経済安定政務次官に任命する　福田篤泰
一級に叙する
賠償政務次官に任命する　山口六郎次
一級に叙する
行政管理政務次官に任命する　藤野繁雄
一級に叙する
地方自治政務次官に任命する　上原正吉
一級に叙する
物価政務次官に任命する　柳多
一級に叙する
経済安定政務次官　小峯
願に依り本官を免ずる（十二月十一日）
法務政務次官　草葉隆円
外務政務次官　松吉
大蔵政務次官　西川甚五郎
文部政務次官　水谷昇
厚生政務次官　平沢長吉
農林政務次官　島村軍次
通商産業政務次官　首藤新八
運輸政務次官　関谷勝利
郵政政務次官　山本猛夫
電気通信政務次官　加藤陸太郎
労働政務次官　山村新治郎
建設政務次官　渡辺良夫
賠償政務次官　小西寛松
行政管理政務次官　城義臣
地方自治政務次官　小野哲
物価政務次官　郡祐一
願に依り本官を免ずる（十二月十二日）

○人事院

人事院事務官　兼子宙
厚生課長事務取扱を免ずる
同　堀込恕次郎
兼ねて厚生課長を命ずる（以上十二月十日）

○総理府

（通各）
小川太郎　高木常七
永井三郎　藤木喜八
牧野修二　横山一郎
渡辺健次郎

○農林省

◉昭和二十六年十二月十日

農林技官に任ずる
農林技官　緒方雪男
農地局勤務を命ずる（十二月十日）

○法務府

法務府事務官　菅村幸夫
熊本地方法務局人権擁護課長を命ずる　中家定夫
同
和歌山地方法務局人権擁護課長を命ずる　磯野陽一
長崎地方法務局大村支局長法務府事務官
長崎地方法務局人権擁護課長を命ずる
（以上十一月二十八日）

中央青少年問題協議会専門委員に任命する　長尾優
願に依り教育刷新審議会臨時委員を免ずる（以上十二月十二日）　奥村鶴吉
（各通）

○法務府

◉日本国有鉄道公示第332号

日本国有鉄道組織規程（昭和24年6月日本国有鉄道公示第42号）の一部を次のように改正し、昭和26年12月15日から施行する。
昭和26年12月14日
日本国有鉄道総裁　長崎惣之助

◉日本国有鉄道公示第333号

（丙答省略。但し、昭和26年12月14日鉄道公報参照）

◉日本国有鉄道公示第334号

日本国有鉄道総裁名称（昭和24年6月日本国有鉄道公示第17号）の一部を次のように改正し、昭和26年12月15日から施行する。
昭和26年12月14日
日本国有鉄道総裁　長崎惣之助

◉日本国有鉄道公示第335号

昭和26年12月15日から越後線関屋、新潟間に次の停車場を設置して、旅客、手荷物及び小荷物の取扱を開始する。但し、配達の取次はしない。
昭和26年12月14日
日本国有鉄道総裁　長崎惣之助

停車場名		キロ程
関屋	在地	
白山	関屋・白山間	1.5キロメートル
新潟市白山浦2丁目	白山・新潟間	3.1〃

◉日本国有鉄道公示第336号

中央本線和歌山・春日井間及び観内線唐松・幾春別間に次の停車場を設置して、旅客、手荷物及び小荷物の取扱を開始する。但し、配達の取次はしない。
昭和26年12月14日
日本国有鉄道総裁　長崎惣之助

1　中央本線和歌山・春日井間　昭和26年12月15日

(1)営業開始年月日

停車場名及びキロ程		
高野口	和歌山・高野口間	3.2キロメートル
神領	高野口・神領間	2.7〃
春日井市神領町	神領・春日井間	

(2)運賃・幾春別間

2　観内線唐松・幾春別間　昭和26年12月20日

(1)営業開始年月日

停車場名及びキロ程		
唐松	唐松・彌生間	2.0キロメートル
彌生	彌生・幾春別間	1.3〃

2　期間　昭和26年12月15日から昭和27年3月31日まで

公共企業体事項

○日本国有鉄道

◉日本国有鉄道公示第332号

日本国有鉄道組織規程（昭和24年6月日本国有鉄道公示第42号）の一部を次のように改正し、昭和26年12月15日から施行する。
昭和26年12月14日
日本国有鉄道総裁　長崎惣之助

◉日本国有鉄道公示第333号

越後線関屋・白山間線路における運輸業務に関する規程（昭和26年12月14日限り廃止する。
昭和26年12月14日
日本国有鉄道総裁　長崎惣之助

◉日本国有鉄道公示第337号

札幌線、室蘭線、石狩線、長万部線、美瑛線、北十勝線、南十勝線及び厚岸線における冬期除雪運行に対する旅客運賃を次のように定める。
昭和26年12月14日
日本国有鉄道総裁　長崎惣之助

1　運賃

大人普通旅客運賃は、旅客及び荷物運送規則（昭和25年5月日本国有鉄道公示第110号）第64條別表によらず、別表の通りとする。
定期旅客運賃は、前項規則第68條別表に定めるものとする。
（別表は、内閣官報）

信越線の新信越本線の項中「新潟関屋間」を削る。
同部越後線の項「（柏崎白山間及貨物支線）」を「（柏崎新潟間及貨物支線）」に改める。

法務府公告

○H場財団

岩手県和賀郡黒沢尻町大字里分第十八地割二百九十五番地の一岩手富士産業株式会社より同所所在の同社黒沢尻工場及び岩手県稗貫郡湯本村大字二枚橋第五地割百十八番同社二枚橋工場に属する土地建物工作物機械器具等に対し工場財団組成のため所有権保存登記の申請があつたから右財団に属すべき勤産について権利を有する者又は差押、仮差押もしくは仮処分の債権者は

本公告掲載の日から三十二日以内にその権利を当庁に申し出られたい。
但し、工場財団に属すべきものの目録は当庁に備付けてあるから関係者の閲覧に供する。
昭和二十六年十二月十四日
盛岡地方法務局黒沢尻出張所

大蔵省公告

○証票無効

一、検査章
昭和二十六年八月十八日交付第四五号一葉
中野税務署在勤大蔵事務官蛯原吉明名義の分
昭和二十六年十一月十日亡失
右亡失の旨届出があつたから、事故発生の日以降無効とする。
昭和二十六年十二月　東京国税局
一、国税滞納者財産差押証票
昭和二十六年一月四日交付第三号一葉
水戸税務署在勤大蔵事務官江口昌名義の分
昭和二十六年十月十七日亡失
一、検査章
昭和二十六年三月一日交付第一九三号一葉
関東信越国税局在勤大蔵事務官宮下林名義の分
昭和二十六年十一月十七日亡失
一、収税官吏章
昭和二十六年三月一日交付第一一七号一葉
関東信越国税局在勤大蔵事務官宮下林名義の分
昭和二十六年十一月十七日亡失
右それぞれ亡失の旨届出があつたから、事故発生の日以降無効とする。
昭和二十六年十二月
関東信越国税局

一、検査章
昭和二十四年九月五日交付第三七号一葉
遠賀税務署在勤大蔵事務官木原剛一名義の分
昭和二十六年九月十九日亡失
一、検査章
昭和二十五年五月十五日交付第四二号一葉
遠賀税務署在勤大蔵事務官中脇義照名義の分
昭和二十六年九月十九日亡失
右それぞれ亡失の旨届出があつたから、事故発生の日以降無効とする。
昭和二十六年十二月
福岡国税局
一、国税滞納者財産差押証票
昭和二十五年七月十五日交付第四号一葉
中津税務署在勤大蔵事務官田口喜一郎名義の分
昭和二十六年十月二十九日亡失
一、国税滞納者財産差押証票
昭和二十三年十二月十六日交付第二号一葉
隈府税務署在勤大蔵事務官久武城一名義の分
昭和二十六年十月四日亡失
一、収税官吏章
昭和二十六年十月五日交付第二号一葉
岩川税務署在勤大蔵事務官中島重夫名義の分
昭和二十六年十月七日亡失
一、検査章
昭和二十六年四月四日交付第一七六号一葉
鹿児島税務署在勤大蔵事務官緒方喜久雄名義の分
昭和二十六年十月十四日亡失
右それぞれ亡失の旨届出があつたから、事故発生の日以降無効とする。
昭和二十六年十二月　熊本国税局

裁判所公告（◉印は新刊）

○押収物還付公告

東京家庭裁判所

左記押収物について少年法第十五條、刑事訴訟法第四百九十九條によつて公告する。
○昭和二十六年領第一八四号（昭和二六年少第一七二〇〇号窃盗保護事件）
一、ズック製ボストンバック　一箇
二、白ワイシャツ　一枚
三、万年筆　一本
四、木綿手拭　一枚
五、タオル（綿製）　一枚
六、人絹風呂敷　一枚
七、◉絹風呂敷　一枚

八、八型腕時計（鎖つき）　一箇
九、ニューム製弁当箱　一箇
一〇、雑誌　一冊
一一、人絹風呂敷　一枚
一二、ニューム製弁当箱　一箇
一三、ズック製手提鞄　一箇
一四、南京袋　一枚
○同領第二八一号（同少第一八二九四号同）
○同領第二八四号（同少第一八二八五号同）
○同領第二八二号（同少第一八二八六号同）
○同領第三〇五号（昭和二四年少第一四六一号）
○同領第四一一号（昭和二六年少第一九〇七号窃盗保護事件）
一、蒲茶色布製小型ボストンバック　二箇
二、革製チョコレート色男物短靴　四足
三、革製黒色婦人物短靴　一足
四、現金　一円五十銭

（福井家庭裁判所）

左記押収物について少年法第十五條刑事訴訟法第四百九十九條によつて公告する。
○昭和二十六年領第一五四号（昭和二六年少第六三〇号窃盗保護事件）
○昭和二十六年領第一五五号（昭和二六年少第六三一号同）
○同領第一七二号（同少第六六七号同）
○同領第一七三号（同少第六六八号同）
○同領第一五五号（同少第六三八号同）
○同領第一五三号（同少第六二四号同）
○同領第四一号（同少第一〇七号遺失物横領保護事件）
一、腕時計　一箇
二、時計バンド　一本
○同領第一〇〇号（同少第二八八号賭博保護事件）
一、現金　十円也
○同領第八〇号（同少第二〇七号窃盗保護事件）
一、腕時計　一箇
○同領第二〇二号（同少第七八九号食糧管理法違反保護事件）
一、精米換価代金　四百十八円也
○同領第二〇五号（同少第七八九号同）
一、風呂敷　一枚
一、菓子鑵　一箇

左記押収物について少年法第十五條刑事訴訟法第四百九十九條によつて公告する。
○昭和二十五年領第一〇七号（昭和二五年少自第九九〇号至第九九三号窃盗保護事件）
一、靴下　一足
二、ランニングシャツ　二枚
三、野球帽　一箇
四、子供用半ズボン　一枚
五、チリ紙　一冊
六、パンツ　一枚
七、石けん　一箇
○同領第一〇九号（同少第一〇九三号同）
一、財布　一箇
○同領第一三三号（同少第一二九九号同）
一、洋食ナイフ　四本
二、列車時間表　一冊
三、写真　二枚
四、紙片　二枚
○昭和二十六年領第一五四号（昭和二六年少第一三四九号同）
一、財布　一箇
○同領第一四六号（同少第一二五八号同）
一、誘蛾燈　一箇
○同領第二一号（同少第二〇三号同）
二、立会封金　一千円也（百円札十枚）
三、同　二十円也（一円札二枚）
四、同　十四円也（一円札十四枚）
五、同　三十五円也（五円貨七箇）
○昭和二十五年領第一五九号（昭和二五年少第六七五号同）
一、黒短靴　一足
○同領第一三六号（同少第一三九三号同）
一、立会封金　二十円也（十円札二枚）
二、煙草（煙）　十本
三、収入印紙　四枚（一円）
四、取引高税印紙　二枚（十円一枚、二十円一枚）
○昭和二十六年領第一七五号（昭和二六年少第一五八二号窃盗保護事件）
一、立会封金　二千四百二十円也（千円札一枚、百円札十三枚、十円札十二枚）
二、財布ナイロン製赤色　一箇
○同領第一一七号（同少第一〇四二号同）
一、女用革靴　一足

○昭和二十五年領第一五一号（昭和二五年少第一五八二号窃盗保護事件）
一、約束手形　額面十五万円也（手形二一号振出人平尾製粉工場受取人米田利憲）　一枚

旭川家庭裁判所

左記物件について、少年法第十五條、刑事訴訟法第四百九十九條によつて公告する。
○昭和二十六年押第二九号（昭和二六年少第一二九号窃盗保護事件）
一、赤線格子縞布　二枚

○除権判決

●昭和二十五年（ヘ）第一号

三重県四日市市北町二十四番屋敷
申立人　村田吉兵衛
右代理人　丸山五郎吉

別紙目録表示の株券に付き申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十六年五月十日午前十時の期日迄に権利を届出で且右株券を提出する者がなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十六年七月二十四日
佐倉簡易裁判所
裁判官　太田周作

（別紙）　目録

成田バス株式会社株式三株（但株券三枚）
株券額面　金五十円
一株の拂込額　金五十円
株券記番号　自甲第五五号至甲第五七号
発行年月日　昭和二年十月一日
最終株主　村田吉兵衛
最終所持人　村田吉兵衛
株券発行者　成田バス株式会社（旧称成田鉄道株式会社）
成田バス株式会社株式十五株（但株券六枚）
株券額面　金五十円
一株の拂込額　金二十円
株券記番号　新乙第一四号（但十株券で新甲自第二一号至第二五号）
発行年月日　昭和二年十月一日
最終株主　村田吉兵衛
最終所持人　村田吉兵衛
株券発行者　成田バス株式会社（旧称成田鉄道株式会社）

前期以前未拂利子　一九、四四五、〇〇〇
当期利子　二、〇〇〇、〇〇〇
当期償還金　一、〇〇〇、〇〇〇
当期償還金　一、〇〇〇、〇〇〇
当期償還金　一

第7481号

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

淋疾療法！

2回内服の

PFIZER QUALITY

淋疾も最近薬剤の進展により病原菌が抵抗性を増し、スルファ剤、ペニシリン等で簡單に治らなくなつております。又慢性質の場合も根治は困難でその治療に困却している現物状です。こんな場合テラマイシンの2回内服でこの悩みは解決します即ち新菌の消失は12—24時間、抗生物の自、他覚症状は48時間以内に見られ、特効的な効果を挙げております。

一回の内服で潰瘍は平均5.6日で治癒し、従来の治癒日数を短縮しています。

軟性下疳　一回一五〇瓩（体重十瓩）六時間毎の服用で24—48時間以内に特有の咳、発作は止まります。

百日咳

肺炎　一回五〇〇—七五〇瓩、六時間毎の服用で急速に下熱し、重症状態を緩解します。

猩紅熱　一回五〇〇瓩、四時間毎の服用で菌は大約1—3日で消失し、治癒せしめます。

麻疹

悪性病　一回二五〇瓩、四時間毎の服用で廿四時間後著しく好転し3—4日で平熱となります。

発疹チフス

包装
内服用カプセル二五〇・一〇〇・五〇瓩
静脈注射用結晶五〇〇瓩　二五〇瓩
眼科用軟膏〇・一%〇・五%・三・五瓦

医師の指示により御使用下さい。　田辺製薬

米国ファイザー社

テラマイシン ファイザー

Terramycin "Pfizer"

第五期決算公告

（昭和二十六年九月三十日現在）

貸借対照表

資産の部（借方）

現金	二六、六二五、九三〇・〇八
銀行預金	一、〇七四、〇八五・〇〇
土地建物	二、〇二五、一一九・〇〇
什器備品	二、九四一、一八五・〇〇
仮拂金	三九、八四二、九五〇・一一
興業費仮勘定	一一九、二四八、三七二・九〇
建設用機械装置	八九、五一〇、〇〇〇・〇〇
建設工事費	三、五〇三、〇七八・〇〇
貸付金	一二、〇六八、〇一〇・〇〇
山林部勘定	二九六、八九三、五六六・五〇
合計	

負債の部（貸方）

資本金	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
借入金	一四二、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
仮受金	五七、八六六、〇〇〇・〇〇
未拂金	一、八二五、二一七・五〇
仮受勘定	五二、四九二、四八三・〇〇
支拂手形	二九六、八九三、五六六・五〇
合計	

昭和二十六年十一月三十日
東京都千代田区丸の内一丁目一番地
東洋パルプ株式会社

第三十四期決算報告

自昭和二十五年十一月一日
至昭和二十六年十月三十一日

貸借対照表

資産の部

売掛金	七八、六四二、〇九八・五二
銀行預付金	二一、三〇九、九九四・一九
商品並に貸付金	三九、三七一、三三五・〇八
受取手形	一、一二〇、六一七・七一
出資金	五二、二四四、六〇六・七〇
仮拂金	一〇一、二五〇・〇〇
有価証券	九四、七〇九・三五
商品券	六〇六、一六〇・〇〇
不動産並に営業用品	四〇、〇〇〇・〇〇
合計	一九七、〇一四、一七〇・五五

負債の部

資本金	三、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
諸積立金	二、五一七、六八五・九〇
買掛金	一、一五九、七一八・三五
借入金	八、一五〇、〇〇〇・〇〇
支拂手形	一五〇、二四六、五二七・八四
割引手形	一、六六八、五五七・五〇
未拂金	一、六〇六、五九〇・二〇
店員預り金	五七六、七八四・〇〇
仮受金	一八五、二九三・〇〇
前期繰越金	二〇、八四六・二六
当期利益金	二、四三〇、七〇五・五〇
合計	一九七、〇一四、一七〇・五五

昭和二十六年十二月
東京都中央区日本橋本町二の四
株式会社逸見山陽堂

貸借対照表

昭和二十六年九月三十日現在

資産の部

什器備品	一五、五三三、二三一・四八
商品勘定	六、三六二、八二一・五〇
受取手形	五〇〇、〇〇〇・〇〇
有価証券	九九八、五八五・〇〇
仮拂金勘定	三三六、六〇〇・〇〇
保証金	二、五三〇、七四一・一四
現金、預金勘定	二六、九八九、六二九・三三
合計	

負債の部

資本金	二、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
諸積立金	六九七、〇〇〇・〇〇
仮拂手形	二〇、七七四、七七一・二九
支受金	八八、九六五・〇〇
仮受勘定	一、二六〇、〇〇〇・〇〇
借入金勘定	一七七八、五四〇・〇〇
買掛金	一四一、一四四・九三
未拂勘定	一六四、三二九・五一
社員預勘定	二四〇、九三〇・七二
前期繰越金	八四三、九四七・八八
当期利益金	二六、九八九、六二九・三三
合計	

扶桑商事株式会社

第一期決算公告

昭和二十六年九月三十日現在

貸借対照表

資産の部

土地	四〇六、一二〇・〇〇
建物	四九九、四二九・〇〇
什器備品	三七七、一四三・〇〇
設備品	九六、〇八〇・〇〇
車輌	四六九、二一八・五〇
貯蔵品	一五、〇五五、〇九七・五〇
仮拂金	一、一二二、二五九・〇〇
未収入金	六三三、二三五・五〇
営業所勘定	一六〇四、四九八・七八
創立費	一六三、〇八四・〇〇
銀行預金	五二九、四四八・二五
現金	九三、五七二・二四
合計	二〇、〇四八、一八五・七七

負債の部

資本金	八、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
買掛金	六、四六五、六〇〇・八三
未拂手形	一、一九四、一〇一・五〇
支拂金	二、九六二、二二八・二〇
預り金	一、二九七、〇〇四・二六
当期利益金	二〇、〇四八、一八五・七七
合計	

岡山市内山下二四
平和タクシー株式会社

第二十一期貸借対照表

（昭和二十六年九月三十日現在）

借方（資産の部）

建家及工作物	一三三、〇〇七・〇〇
機械及工具	三六九、一八九・五二
什器及備品	三一、八七四・〇〇
貯蔵材料	三六九、一六六・八六

定価　一ヶ月　二百十円　一部　九円　送料実費
公告料　公告　八ポイント一行　十七字詰百円
但し、会社等解散・減資・合併・組織変更公告一件一回　千五百円
広告料　広告　八ポイント一行　十七字詰相当　二百円
発行所　東京都新宿区市谷本村町一五　印刷庁　電話九段(33)三三一—三六　振替東京一九〇〇〇　官報課

第七期決算公告

昭和二十六年九月三十日現在

資産の部

土地	一二、七二四、〇五七・四〇
建物	六一八、二二四・〇〇
器具備品	一七五、〇〇〇・〇〇
価証券	二、五三三、一六二・六五
未収入金	三〇三、九九七・一〇
仮拂金	一三五、四六六・〇〇
貯蔵品	六一二、七四三・二一
現銀行預金	二九、一一八、九五
合計	一七、一三〇、七六九・三一

負債の部

資本金	五、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
利益準備金	九七、〇〇〇・〇〇
別途積立金	五〇、〇〇〇・〇〇
納税積立金	三、三七三・〇〇
借入金	八、四四〇、〇〇〇・〇〇
未拂金	一、七一〇、八九六・二五
預り金	七二六、九三〇・〇〇
前期繰越金	三、七四〇、〇九
当期純益金	一、〇九八、八二九・九七
合計	一七、一三〇、七六九・三一

昭和二十六年十二月
東京都中央区日本橋江戸橋一の一
中部貿易倉庫株式会社

貸借対照表

昭和二十六年九月三十日現在

資産の部

未成工事支出金	五、五七三、五三七・一八
有価証券	五〇〇、〇〇〇・〇〇
受取手形	一、三二一、三五〇・〇〇
完成工事未収入金	二、三八一、八〇〇・〇〇
前拂金	四四、〇九〇・〇〇
雑勘定	七、六〇一・五〇
受入金	三、五四二、六〇九・〇四
預り金	二九、五八八・〇〇
現金及勘定	二二、八九一・〇五
未決済勘定	一四、二二六、七〇四・一五
供託保証金	
合計	

貸方（負債の部）

支拂手形	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
支拂金	一、五五九、六〇〇・〇〇
未成工事受入金	八九、四二〇・〇〇
仮受勘定	九、五〇〇・〇〇
資本金	二九、〇八三・二七
法定積立金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
税積立金	八五、〇〇〇・〇〇
再評価積立金	五、〇〇〇・〇〇
退職慰労基金	三〇〇、〇〇〇・〇〇
前期繰越金	一二五、〇〇〇・〇〇
当期利益金	二七、二三〇・六七
合計	五一一、三七五・二一
	一四、二二六、七〇四・一五

芝浦工事株式会社

正誤

昭和二十六年十二月八日会社その他の公告欄一四五頁五段大西商事有限会社「解散公告（第二回）」は「解散公告（第一回）」の誤り。